

平成26年

# 三重県議会定例会会議録

( 6 月 11 日 )  
( 第 14 号 )

第  
14  
号  
6  
月  
11  
日



平成26年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 14 号

○平成26年6月11日（水曜日）

---

### 議事日程（第14号）

平成26年6月11日（水）午前10時開議

- 第 1 県政に対する質問  
〔一般質問〕

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問

---

### 会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 50名

1	番	下 野	幸 助
2	番	田 中	智 也
3	番	藤 根	正 典
4	番	小 島	智 子
5	番	彦 坂	公 之
6	番	栗 野	仁 博
7	番	石 田	成 生
8	番	大久保	孝 栄
9	番	東	豊
10	番	中 西	勇
11	番	濱 井	初 男

12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	小村	林聡
21	番	小林	正人
22	番	小野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	青木	謙順
36	番	中森	博文
37	番	前野	和美
38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信

40	番	前 田	剛 志
41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	岩 田	隆 嘉
46	番	貝 増	吉 郎
47	番	山 本	勝
48	番	永 田	正 巳
49	番	山 本	教 和
50	番	西 場	信 行
51	番	中 川	正 美
(52	番	欠	員)
(42	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥 井	隆 男
書 記 (事務局次長)	青 木	正 晴
書 記 (議事課長)	米 田	昌 司
書 記 (企画法務課長)	佐々木	俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課主幹)	坂 井	哲
書 記 (議事課主査)	吉 川	幸 伸

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	植 田	隆
危機管理統括監	渡 邊	信一郎

防災対策部長	稲垣 司
戦略企画部長	竹内 望
総務部長	稲垣 清文
健康福祉部長	北岡 寛之
環境生活部長	高沖 芳寿
地域連携部長	水谷 一秀
農林水産部長	橋爪 彰男
雇用経済部長	廣田 恵子
県土整備部長	土井 英尚
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝治
健康福祉部子ども・家庭局長	西城 昭二
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺 将隆
地域連携部スポーツ推進局長	世古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森下 幹也
雇用経済部観光・国際局長	加藤 敦央
企業庁長	小林 潔
病院事業庁長	大林 清
会計管理者兼出納局長	中川 弘巳
教育委員会委員長	岩崎 恭典
教育長	山口 千代己
公安委員会委員長	西本 健郎
警察本部長	高須 一弘
代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎

人事委員会委員  
人事委員会事務局長

楠 井 嘉 行  
速 水 恒 夫

選挙管理委員会委員

川 端 康 成

労働委員会事務局長

前 畷 卓 弥

---

午前10時1分開議

## 開 議

○議長（永田正巳） ただいまから本日の会議を開きます。

## 質 問

○議長（永田正巳） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。15番 森野真治議員。

〔15番 森野真治議員登壇・拍手〕

○15番（森野真治） おはようございます。新政みえ所属、伊賀市選出の森野真治でございます。一般質問2日目のトップバッターを切らせていただきます。

昨日のニュースで、どうも今年はエルニーニョ現象が発生しておるといふふうに気象庁が発表したということをお聞かせいただきました。エルニーニョ現象が発生しますと、梅雨が長引く傾向があるということでございます。今年も前半に水害が起こったりとか、あるいは農作物の発育に影響が出ないかと大変心配をするところでございます。何とか大きな災害にならないようにお祈りを申し上げたいというふうに思います。

それでは、通告に従いまして順次発言をさせていただきます。

まず、一つ目でございます。少人数学級の推進について御質問をいたします。

今日の質問項目は少人数学級の推進としておりまして、少人数教育の推進ではありません。少人数学級とよく似た言葉で少人数指導というのもありますけれども、これらはともに少人数教育としては一つなんですけれども、少人数学級と言われるものは、国の標準を下回る人数で編制をされている学級を指します。また、少人数指導というのは、学級の単位は国の標準のままで、必要に応じて学級を複数のグループに分けて、それぞれに指導者がつく。こういう制度の違いがございます。

さて、資料を見てください。（パネルを示す）学級編制及び教職員定数について議論をする際に、必ずと言っていいほど取り上げられている国際指標であります経済協力開発機構（OECD）の調査によりますと、我が国の国公立義務教育諸学校の平均学級規模は、小学校では28.0人、OECD平均で21.6人であり、韓国、チリに次いで3番目に多い国となっています。また、中学校では33.0人、OECD平均23.7人でありまして、こちらも韓国に次いで2番目の水準であります。ともに平成22年、2010年の数値でございます。

小・中学校ともOECD諸国と比較をしますと、学級規模ははかなり大きいと言えます。当時の三重県の状況は25.8人と31.3人でありまして、平成15年度から始まったみえ少人数学級により、全国平均を少し下回っております。その後も、全国、三重県ともに年々学級規模が減少をしておりますけれども、少子化による影響とそれぞれの都道府県での少人数学級への取組との複合的な要因により減少をし続けていると考えられます。ただし、小学校の減少率は、三重県は全国とほぼ同じになっておりますけれども、中学校の減少率は全国を大きく下回っております。

また、文部科学省のホームページに少人数学級の効果についての検証について掲載されています。こちらをごらんください。（パネルを示す）それによりますと、先行して少人数学級を導入している県の学力の状況として、全国学力・学習状況調査で4年連続上位の秋田県は、他県に先駆けて独自に少人数教育に取り組んでいるということが結果としてあらわれています。

また、次の資料をごらんください。（パネルを示す）山形県では独自の少



人数学級導入後の追跡調査を行っておりまして、それによっても学力の向上が少人数学級によって見られるということが上げられています。3年前と3年後の比較のグラフになっております。

また、こちらの資料をごらんください。（パネルを示す）学力のみならず、学級規模といじめ、不登校との関係という調査もございます。学級規模といじめ、不登校との関係といたしまして、90%以上の子どもが35人以下の学級に在籍している県をAグループといたしまして、それ以外の県をBグループというふうにして集計をした場合、1000人当たりのいじめの件数が少人数学級を進めているほうが少ないということがあらわれています。

次の資料をごらんください。（パネルを示す）また、山形県とか大阪府では、少人数学級導入前後で不登校の出現率や欠席率が低下をしているという結果もあらわれています。

そして、（パネルを示す）ちょっと細かくて見にくいと思います。申しわけございません。少人数指導と少人数学級の評価ということで、平成16年に少人数指導をした学校から抽出いたしました小学校477校、中学校478校へのアンケートの集計結果も公表をされております。いろんな内容がございますけれども、全体的な傾向といたしまして、学習については大きなはっきりとした差が見られているわけではありませんけれども、特に生活、あるいは指導方法の部分では、明らかに少人数学級のほうが効果があるという現場のアンケート結果でございます。さらに、一番下のその他の部分におきましては、少人数指導、少人数学級の双方ともに、少人数学級のほうが少人数指導よりも効果があるというふうに現場の声として回答をされております。

さらに、お茶の水女子大学の平成25年度全国学力・学習状況調査の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究によりますと、児童・生徒の家庭の社会経済的背景から統計的に予測される学力を大きく上回る学校に対するヒアリングということで、経済的な状況から本来であればそんなに学力が高くないだろうと思われるような学校である中で、学力が結果的に高かったところについて、なぜそういうことになっているのかというこ

とをヒアリングした調査ですけれども、その結果の共通する特徴といたしまして、少人数指導とか少人数学級には効果があるんだということを言っています。しかし、その中で特に子どもの能力差と学習の深まりを考えた場合は、10人から20人程度の少人数教育が妥当であるということで、どちらかといえれば、少人数学級ということでございます。

また、教師の目が行き届くという側面のみではなく、子ども間の学び合いが起きること、自分の考え方を発表する機会が与えられていることなどが重要であるというふうにしています。そして、家庭学習の教師によるフォローも重要な要素でありまして、宿題と自主学習、場合によっては日記の3点全てに教師が毎日目を通し、授業の合間に充実したコメントを書く作業は、少人数学級であるからこそ実現していたと言えると述べられています。

次の資料をごらんください。（パネルを示す）本県の一般会計予算に対する少人数教育推進事業費の推移でございます。鈴木知事になりましてから、上がったたり下がったりしながらも、なだらかに減少している傾向がございます。それまでに少人数学級として独自で進められてきた少人数学級も足踏み状態にあります。その間も教育に熱心な知事のいる都道府県では少人数教育が進められておるといふ状態でございます、次の資料をごらんください。

（パネルを示す）本県の学力テストの結果が全国平均よりも年々低下するのは、いわば当然のこと、特に各テストの活用力を調査するB問題でございますけれども、知識を調査するA問題よりもより低い傾向でございます、教育の質が相対的によくない状態にあるということをはっきりと示していると思われまます。

そこでお伺いいたします。どうしてこの4年間、少人数教育が進まなかったのか。また、今後進めていくお考えはあるのか。お答えをお願いいたします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 少人数学級の推進についてお答え申し上げます。

本県では、議員も指摘がございましたように、子どもたち一人ひとりにき

め細かな教育を推進するため、県独自で先進的に平成15年度から国の加配定数や県単独措置の教員を配置して、下限つきではございますが、小学校1、2年生の30人学級、中学校1年生の35人学級といった少人数学級編制を実施してまいりました。

最近では、平成23年度からは小学校1年生の35人学級編制を、24年度からは小学校2年生の36人以上の学級の解消を国の改善も活用しつつ、限られた予算を工夫しながら順次実施してまいりました。

また、こうした学級編制の対象とならない学年についても、各学校の実態に合わせて県単独措置も含めた教員加配を行い、市町教育委員会が少人数学級編制やチームティーチング、習熟度別学習などの少人数教育を選択できるようにして実施しております。

議員からございました少人数学級編制の他学年への拡充や下限人数の撤廃など、少人数学級をさらに推進していくためには、相当の財政負担を伴うこととなります。そのため、県教育委員会といたしましては、少人数教育の効果やそのあり方等について様々な議論がなされており、あるいは今後の国の教職員定数改善計画の動向を注視するとともに、引き続き国に対して学級編制標準そのものの引き下げを要望してまいりたいと思います。

また、厳しい財政状況であり、さらには児童・生徒数の減少に伴う学級数も減っている中ではございますが、少人数教育を後退させないよう、教員加配の維持確保に努めてまいりたいと思います。

答弁は以上でございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 予算が限られているということで、後退をさせないように現状踏ん張っているというようなお答えだったというふうに感じます。

いずれにいたしましても、現場の方はよく御存じのとおり、年々学校の教育現場というのは大変厳しい状況になってきておりまして、加配が維持されていて、現状少しずつ進めている部分もあるとか、あるいは問題があるところへは適宜対応しているということがあったとしても、全体的にはやはり厳

しくなっているのかなというふうに感じさせていただいています。そのことが教員の平均残業時間の増加傾向とか、あるいは教員にアンケート調査をしております満足度調査について、総勤務時間についての満足度が下降傾向を示している。こういうことが教育現場の疲弊をあらわしているんじゃないかというふうに思います。

また、早期退職者についても大幅に増加をしている傾向がございまして、定年退職者については男女半々の比率でございすけれども、早期退職者については、8対2で女性教員ということになっております。これは教育現場に求められているものが多くなり過ぎて、体力的についていけない人からドロップアウトしているということのあらわれだというふうに私は感じています。

また、こういう状態では、結婚や子育てをする余裕もなく、昨日も答弁がありましたが、そういう意味では希望がかなわない職場になってしまっている。しんどくなったらどうぞやめてください、お金がないから仕方ありませんというのでは、大変厳しい。言い方は悪いですが、どんどんブラック企業に近づいていると言われても仕方がないのかなというふうに思います。

そこで、最後に知事にお伺いさせていただきます。

知事は政策集の中で、きめ細かな教育を行うため、少人数教育、30人以下の推進ということを上げられておりました。少人数学級の推進は、学力向上だけではなく、先ほども示させていただいたとおり、いじめや不登校など、学校の問題全体を広く改善、向上していき、子どもたちの幸せな未来へとつながっていきます。また、現場の疲弊を解消し、経験豊富な有能な教員の早期退職を防止し、若い教員の結婚や子育ての環境が生まれ、知事の言う希望がかなう職場となり、少子化にも有効でございます。知事の政策集で上げたことが実現できなかったことも含めて、御答弁をお願いします。

○知事（鈴木英敬） 少人数教育につきましては、子どもたちの一人ひとりが多様でありますので、その子どもたちにきめ細かな教育ができる、指導ができるということからは、大変子どもたちにも安心感を与えるだろうし、そう

いう意味で私は肯定的に捉えております。

一方で、少人数学級の直接的な基礎学力の定着であるとか、基本的な生活習慣定着の部分については、先ほど議員からお示しいただいたデータがある一方で、慶應大学の調査などによれば、学力向上は認められないというデータもあつたり、あるいは、例えば秋田県であつたら、少人数学級のことだけじゃなくて、たくさんの学力向上の取組をやっている中であつても成果が出ているということもありますから、そこには多様な意見があるのかなと私は思っています。

そういう意味で、少人数学級の推進につきましては、今教育長から答弁しましたように、教育委員会が言っている少人数学級編制の考え方を踏まえながら、限られた予算を有効に活用して、子どもたちにとって一番何が大切なのかと、そういう視点から取り組んでいきたいと思つています。

先ほど、教育予算の話がありましたけれども、確かに少人数学級部分についてはでこぼこしておりますが、やはり平成23年度、東日本大震災があつた後、教育予算全体を見ていただくと、防災部分であるとか、特別支援教育の整備であるとか、そういう部分において一定の優先配分をさせていただいておりますので、そういうことは全体を見て御理解をいただければと思います。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） つまり、知事選に出られるときには少人数学級を推進するということが掲げられていたんですが、なられてから優先順位が少し変わったというふうに理解させていただいてよろしいということですか。

○知事（鈴木英敬） 先ほど答弁しましたとおりです。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） それでは、次の項目に行かせていただきたいと思います。

次は消防団員の確保についてお伺いをさせていただきます。

消防団員は常備の消防職員とは異なり、平素は生業を持ちながら、自らの地域は自らで守るという崇高な郷土愛護の精神に基づき、消防活動を行う権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員、議員と同じでありますけれど

も、でございます。また、消防団は、常備の消防本部と同様、市町村等の消防機関であります。

消防団は三つの特性、地域の密着性、これは、消防団員は管轄区域内に居住、または勤務しているということをあらわします。また、要員動員力、これは、消防団員数は消防職員数の約6倍あるということでございます。また、即時対応力、これは日ごろから教育訓練等により災害対応の技術、知識を習得しているということでございます。これらの三つの特性を生かしながら、消火活動や再燃火災の警戒、行方不明者の捜索等をはじめとして、警報発令等や大規模災害発生時には住民の避難誘導や災害防衛等を行っておりまして、地域の安全確保のために不可欠な存在であります。

さらに、消防団は、地域防災の中核的存在として、平常時においても地域に密着した活動を展開しており、消防、防災力の向上、コミュニティーの活性化にも大きな役割を果たしています。さらに、近年においては、ますます消防団の役割が拡大してきており、大規模災害への対応ということで、近年、全国各地で地震や風水害などの大規模な自然災害が頻発しており、多くの消防団員が出勤し、昼夜を分かたず地域住民の避難誘導、救助活動などに従事して、多くの住民を救出、救助している姿が連日のように新聞、テレビ等で報道もされています。

今後、東海地震、東南海地震、南海地震等の大規模災害の発生の切迫性が考えられることから、常備消防のみでは十分に地域住民を守ることは困難な場合も想定されます。そのため、地域の住民等で組織され、地域の実情を熟知し、動員力を有している消防団の活動がますます期待されるところであります。

また、2番目に、地域防災コーディネーターとしての役割がございます。

消防団員は地域の住民で構成されまして、地域の実情を把握し、専門知識、技術及び法的権限を有しておりまして、地域防災の指導者としてふさわしいことから、地域防災の中心的、牽引役的な役割を果たす地域防災コーディネーターとして期待されています。また、地域防災力の中核となる消防団が

地域の安全を確保するために、平素から、例えばひとり暮らしの高齢者宅への防火訪問や心肺蘇生法等の応急手当ての指導、地域の防災訓練、各種防災啓発などを通して災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

3番目に、有事における国民保護への対応であります。

国民保護法では、消防団の役割として住民の避難誘導等を行うこととされており、有事においては、自然災害を超える規模での住民の避難誘導が想定され、常備消防や他の消防関係機関のみでは十分に対応できないと考えられます。

資料をごらんください。（パネルを示す）このように消防団の役割が拡大し、地域住民の期待が高まる状況にあるにもかかわらず、消防団を取り巻く社会的環境は厳しい状況にあり、全国的に年々消防団員数は減少しており、消防防災力の充実強化を図る必要性を考えると、消防団員数の確保は喫緊の課題となっております。

三重県においても同様の傾向の後、近年横ばいとなっております。平成26年度の三重県の消防団員数は実員数で1万3900人となっておりますが、消防団員の条例定数は1万4613名となっております、713名の定員割れを起こしています。充足率に直しますと95.1%ということになります。

市町別充足率は、木曾岬町、川越町、度会町、南伊勢町が100%である一方、尾鷲市の82.7%が最低となっております、市町間に開きがありますが、25市町で定員割れを起こしているという現状でございます。

次の資料をごらんください。（パネルを示す）また、時代とともに消防団員の就労構造も大きく変化をしております、いわゆるサラリーマン団員が7割以上を占める状況となっております。サラリーマン団員と自営業者との大きな違いは、非常出動時の参集率でありまして、あらかじめ予定をされている訓練等へは多くの参加が期待できるんですけども、特に平日の昼間の火災等の場合には、出動されます参集率はかなり低いというのが現状であります。当然、大規模災害発生時においても同様だというふうに考えられます。

次の資料をごらんください。（パネルを示す）また、年々少子化や若者の

流出、民間企業において仕事と消防団活動の両立が困難になってきており、新入団員の確保ができないことから、退団できない団員が増えてきておりまして、消防団員の平均年齢も上昇傾向が続いております。このことは機動力の低下や欠員の加速的増加、一気に高年齢化してやめていってしまうということが懸念されます。

このような中で、大学生や女性団員、地方公務員等の加入促進が図られてきましたが、先ほどの映写資料のとおり、効果が上がってきていません。特に地方公務員については、地域で働き、民間企業に比べて休暇等もとりやすく、身分も保証されていますので、消防団員にはうってつけなのですが、公務員の兼業禁止規定、あるいは非常時の災害配備などを理由に入団を避けている等により加入が進んでいないように思われます。

次の資料をごらんください。（パネルを示す）三重県職員においても同様の災害配備体制というのが定められておりまして、これは三重県職員に配られております防災危機管理ハンドブックというところから抜粋をさせていただいたんですけども、災害発生時に、例えばダイダイ色の下の非常態勢、県内に震度5強以上、あるいはその他県内に甚大な被害が発生した場合、全職員が参集しなければならないとなっております。また、東海地震においては、東海地震注意情報以上が発令された場合には全職員が参集しなければならないというふうになっています。全職員でなくても、各班の配備計画によりまして配備しなければならない部署に配属された場合には、同様に参集しなければならないということで、このことが消防団活動と職員との両立が難しいと考えて入団を避ける原因になっているということは十分に考えられます。特に、県内に幅広く転勤が考えられる県職員の場合、消防団員に対する人事異動の考慮とか、あるいは災害配備からの除外等、特段の配慮を制度化しないと加入促進には結びつかないのではないかと感じるように感じます。

このような中、昨年12月13日に国から消防庁次長名によりまして、各都道府県知事に向けて消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の公布及び施行についての通知が出され、その中で6カ月後までにより一層の



地方公務員の入団促進を図るために必要な措置を講ずることを求めており、重ねて本年4月25日にも、消防庁長官名により各都道府県知事並びに各市区町村長に向けて消防団のさらなる充実強化についての依頼が出されました。

その中では、昨年的一般質問時に稲垣部長が仕方がないと答弁されました。団員報酬及び出動手当について、交付税単価よりも低い市町村への単価の引き上げについて改めて求められるとともに、地方公務員の加入促進については、6月13日、つまり明後日なんですけれども、の施行日までに遺漏なく対応することを求めております。また、対応が不十分でない市町村においては、補正予算で所要の措置を講じること、また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化の取組は、地域において横断的に取り組む必要があることから、都道府県知事及び市区町村長において、消防防災部局のみならず、全庁的な取組として実施することを要請しています。

そこでお問い合わせいたします。これら国からの要請への対応状況についてお答えを下さい。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

**○防災対策部長（稲垣 司）** 議員から地方公務員の消防団への入団促進についての御質問を受けましたので、答弁をさせていただきます。

その前に、本県におきましては、毎年、退団員の多い4月の前の1月から3月を入団促進の関係の強化の時期と決めまして、2月を促進月間としておって、入団促進に励んできているところでございます。フリップにございましたけれども、全国的には減少傾向にある中でも、そうしたこともあってか、何とか維持、もしくは近年は増加の状況になっているかというふうに思っております。

そうした中での地方公務員の消防団への入団促進でございますけれども、これまでも県職員の場合、消防団員活動を行う際の職務専念義務免除の取り扱いとか、あるいは営利企業従事許可申請を要らなくするとか、そうした消防団に入団しやすいような仕組み、これを構築してきているほかに、各部局を通じて職員の入団促進については行ってきたところでございます。

今回、先ほど議員からの紹介にありましたけれども、平成25年12月には次長通知が出されましたけれども、その前の11月には地方公務員の入団要請という内容の総務大臣の書簡もいただいております、そうした国からの強い要請、これを受けて、改めまして各部局に対しては文書によりまして積極的な入団への配慮というのをお願いしつつ、県職員の入団促進、これに努めてきたところでございまして、また、市町に対しても同様の取組を促してございます。

こうした取組の結果と申しますか、取組の中で申しますか、県内の地方公務員の入団状況は、消防庁の調査によりますと、本年4月1日現在で地方公務員の団員数は1132名、そのうち教員を含んだ県職員の団員数は202名というふうになっております。

特に、先ほども議員からもありましたけれども、県の災害対応との関係でございまして、県では地震の規模や注意報、警報の対応に応じて災害時における職員の配備体制、先ほど御紹介にあったとおり、参集区分、これを定めております。これに基づいて災害対応を行うこととしておりますけれども、東日本大震災の発生以降は、この災害対策本部体制を大幅に見直しまして、災害時に迅速かつ的確な対応がとれますように、毎年度、災害対策本部の中心的な存在である統括部組織とか、あるいは東紀州等への派遣のための緊急派遣チーム、これらについては職員名簿を作成して、それを毎年度更新していくと、そういうシステムをとっているところでございます。

一方、消防団との関係なんですけれども、たとえば仮にこの職員名簿に登載されている職員であったとしても、私どもがふだんから携行しております、先ほどフリップでも御紹介がありました三重県職員防災危機管理ハンドブックにも書いておりますけれども、自宅周辺の被害が大きい場合などは、この県災害対策本部の組織的な災害対策活動よりも地域の例えばそういった消防団活動、救援活動等々を優先するというようになっております。

とはいえ、近年は、議員からもエルニーニョの話も出ましたけれども、台風とか集中豪雨、これが頻発しております。そうした中で、近い将来には確実に来ると言われます南海トラフ巨大地震、これに今後の確に対応していく

には、今申し上げた考え方、被害によっては災害対策本部活動よりも地域の活動を優先すると、そういう考え方に立って、これを基本にしながらも、現に実際指摘もありましたが、災害対策本部の業務と消防団活動とが重なった場合にはそれを明確にしなきゃならんと考えておりますので、その明確にする方法、ルールを急ぎ検討したいというふうに考えているところでございます。

同時に、こうした整理をしながら、消防団員としての活動をしやすい環境整備についても検討して、地方公務員のさらなる入団促進へとつなげてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 一定努力をしていただいているという現状もお聞かせをいただきました。公務員1132人、県職員200人というのが全国的に比べて多いのか少ないのかまではわからないので即答できませんですけども、ただ、一方で、先ほども言いましたように、各地域によっては相当数の欠員が出ていることも事実であります。

いいか悪いかは別にして、例えば尾鷲市ですと82%しか充足していない。尾鷲庁舎の職員が単身赴任されていて、いる期間、消防団に入るとか、そういうことで補って、それをサポートしていくということも考えられるように思いますし、その辺のことも工夫をしながら、人数は確かに減っていないかもしれませんがですけども、充足しているわけではないということを受とめていただかなければならないというふうに思っているんですね。

定員というのはあってないようなものでございまして、人口に比例した定員が必ずしも各市町で配分されているわけではなくて、集められるであろうとか、必要だなというところのころ合を見て定数を決めているという状況だろうというふうに思います。

ですから、全国は下がっているけれども、三重県は横ばいだということに満足というか、安心せずに、特に東南海地震とか南海トラフ地震では一番先

に直撃を受けると言われる地域でもございますし、当然、全国に先駆けて防災力を強化していくという意味で消防団の重要性をいま一度しっかりと対応をお願いしたいと思います。

また、6月13日の施行までには、どうもそのハンドブックとか参集基準の改定が間に合わないということで少し残念でございますけれども、なるべく早い時期にそれを見直していただいて、非常時だけでは、なかなか消防団に入るといのはずっと入るわけですから、非常時に来なくていいから、じゃ、入ってもいいよというふうに簡単にいかないわけですし、そこらはしっかりと実際の数字にあらわれてくるように努力を続けていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

3番目でございます。認知症による徘徊対策についてお聞きをいたします。

まず、資料をごらんください。（パネルを示す）まず、県内の行方不明者の推移ということで出させていただいています。このところ、報道等でも盛んに取り上げられております行方不明になっている認知症患者でございますけれども、県内におきましても、認知症患者の行方不明者数は増加傾向を示しております。平成24年度と25年度、かなり増えてきております。全体は増えていないんですけれども、やはり高齢化ということで認知症の数が増えてきているのかなというふうに思います。

平成26年度におきましても、1月から4月までの速報値でございますけれども、年間の3分の1に当たる期間で大体去年と同程度か、少し上回るかなという程度の行方不明者数や認知症の方が出てきているという状況を示しております。

さて、行方不明者が出て捜索願が出されますと、警察や消防、あるいは地域住民等の多くの人手をかけて捜索しなければならなくなります。先ほど取り上げました消防団についても、同じく出動要請がかかってまいります。運用については市町によって違う場合もあるかと思いますが、私の地元の伊賀市の消防団では、原則、2日間まで捜索を行い、2日後で打ち切り

ということになっております。どうしてだと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、平日の昼間に、それも急に仕事を2日間休んで捜索に参加するという事は簡単なことではございません。私も捜索出動で本会議を1日欠席させていただいたこともございますけれども、賛否両論を頂戴いたしております。

このような現状の中、認知症による徘徊対策として、網走市では網走そうさく助け合いネットワークという認知症高齢者等で行方不明になられた方の介護者の申し出により、関係機関による捜索協力を行うネットワークシステム、具体的には、市、警察署、保健所、社会福祉協議会、介護事業所、ハイヤー会社などが連携協力し、行方不明者の基本情報や特徴を素早く関係機関に伝達することで、早期発見、早期保護をするためのシステムが運用されています。もちろんこのようなシステムを多くの機関が素早く連携できるという意味で大変よいことだと思いますけれども、実際に何度か捜索をした経験からいいますと、昼間、農作業や買い物、散歩等で出歩いている高齢者はたくさんおまして、よっぽどおかしなところを歩いていない限り、一見して見分けることは難しく、このシステムでは限界があるように感じます。むしろ、認知症の高齢者御本人にGPS等で居場所のわかる発信機とか、あるいは本人確認のできる機能がついたもの、例えばブレスレットなど、外してしまわないようなものを常に身につけてもらっていれば、徘徊等で行方不明になった際に短期間で確実に発見することができるのではないかと思います。

そこでお伺いをいたします。認知症の高齢者やその家族、地域住民や捜索に携わる皆さんの安心と社会的損失の軽減は、県民福祉の向上の観点から、認知症の高齢者御本人にGPS等で居場所がわかる発信機や、本人確認のできる機器を身につけていただける制度の導入は大いに意味があるというふうにお考えですが、当局のお考えをお伺いいたします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） GPSを活用した認知症高齢者の徘徊対策という御質問でございますが、御紹介いただきましたように、認知症が原因で徘徊

回する高齢者が行方不明となるケースが全国的に問題となっておりますけれども、本県においても徘徊する認知症高齢者への対応が課題となっております。

このため、市町においては、早期発見の取組として認知症高齢者の見守りネットワークの構築や徘徊の可能性のある認知症高齢者の氏名、顔写真等の事前登録を行い、関係機関と情報共有することなど、様々な取組が行われております。

GPSを利用した無線発信機を貸与する、貸し出す取組は、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続できるよう支援することを目的とした介護保険の地域支援事業のメニューの一つとして市町が主体となって実施する事業でございます。本県では平成25年度において八つの市で取り組まれております。

GPSの活用は、徘徊する認知症高齢者の早期発見につなげる一つの有効な取組であると考えておりますけれども、認知症高齢者が発信機を持たずに外出してしまったり、あるいは外出先で機器を捨ててしまう可能性があることなどの課題が指摘されております。

県としましては、認知症高齢者が徘徊し、行方不明となった場合、できるだけ早く発見し、無事に保護することが重要であると考えておきまして、今後、その対応について市町と協議していく中で、GPSの有効な活用についても検討していきたいと考えております。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 検討、研究いただいているということでございます。大きな携帯端末とか、置いてしまったり、外してしまったりできるものはやっぱり限界があるというのは、それはそのとおりだと思いますので、ですから、ブレスレットとか、本人が違和感なく、とってしまわないようなものをぜひ開発していただきたい。こういう技術革新の時代ですので、軽量化とか小型化ということも進んでいくと思いますけれども、こういう大きな問題となっておりますので、場合によっては予算を投じてでもそれを推進していくよう

に努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、4番目の刑務所出所者等の就労支援についてお伺いをさせていただきます。

平成24年版犯罪白書によりますと、刑務所出所者等の再犯防止と改善更生は、我が国の刑事政策における現下の最重要課題であるとされており、刑務所出所者等の社会復帰支援について一編を割いて取り上げております。

法務省の資料によりますと、刑務所出所者等の再犯防止対策が必要な理由の1番目に同じ人が犯罪を繰り返している問題を上げておりまして、統計的にも犯罪の6割は3割の再犯者によって引き起こされている。また、刑務所入所者の半数以上は再入所者であるということが上げられています。

最近の厳しい経済雇用情勢によりまして、就労先の確保はそれだけでなくも困難な状況にあり、県内の治安向上、県民の安全・安心を守る観点からも、県としてもこの問題に目を背けてはならないと思います。

犯罪や非行を行った人が再び罪を犯してしまう大きな理由の一つとして、安定した収入が得られず、生活基盤がつかれていないことが上げられており、統計的にも刑務所再入所者の74%が無職である。無職者の再犯率は27.2%となっており、有職者の再犯率7.2%の4倍にもなるということがそれを裏付けております。

法務省では、受刑者及び少年院在院者が施設から出た後の就職先をあらかじめ確保できれば、彼らの円滑な社会復帰に効果的であり、何より再犯防止につながるとして、平成18年度から厚生労働省と協力して、総合的な就労支援対策を行っており、この施策の一環として協力雇用主制度を実施されていますけれども、理解のある雇用主によるボランティア的な取組であるというのが現状であります。

このような状況の中、平成25年10月29日に法務大臣記者会見において、保護観察対象者を雇用しようという取組は、今年5月、法務省で開始したわけですけれども、それ以降、奈良県、三重県名張市、京都府の三つの地方公共団体に広がってまいりました。それ以前からも、千葉、静岡、大阪等でそう

いった試みを始めていただいておりますが、地方公共団体で再発防止や社会復帰支援の推進に対する認識が徐々に高まってきていることは、私どもとして大変ありがたいことだと思っております。法務省として、全国でこのような取組がさらに広がっていくことを期待しておりますと言っております。

さらに、保護観察対象者を雇用した経験のある協力雇用主等に対して、建設工事等に係る競争入札参加資格審査において加点を行うなどの優遇措置を導入している地方公共団体は、平成25年5月1日現在で9県16市町となっています。

三重県内の事例として紹介されました名張市の場合、昨年10月2日に名張保護司会と保護観察対象者を市の臨時的任用職員に雇用する就労する就労支援協定を結び、名張保護司会から就労要支援者として推薦があった保護観察対象者等を臨時任用職員として雇用するための協定を結んでいます。また、今年度から入札における優遇制度も実施されており、保護観察所に協力事業主として登録している建設業を含む事業主が保護観察対象者等を3カ月以上雇用した場合に地域社会貢献項目に加点する措置を行っています。

また、同市のホームページには、全国の刑務所の受刑者には知能指数テストの結果から、知的障がい、またはそれを疑われる方が30%程度いると思われるが、そのほとんどの方は療育手帳を持っておられないとのこと。こういった方は刑務所では模範囚であり、生き生きと生活していますけれども、出所後は社会に適応できず、福祉の支援が受けられないがゆえに軽微な犯罪を繰り返し、また刑務所に戻ってしまうといった負のスパイラルに陥ってしまい、刑務所が最後のセーフティーネットになっているのが現状であるとのこと。こうした現状を少しでも改善していくには、関係機関が連携し、地域社会全体で支えていくことが大事で、罪を犯した障がい者等の雇用を確保していかなければなりませんとも記載されています。

非行や犯罪をした人が円滑に社会復帰をしていくためには、就労の場が必要であり、三重県でも率先して就労の場を提供していくことで再犯防止、さらには犯罪のない明るい社会の実現に結びつくこととなります。



そこでお伺いをいたします。県内の治安向上、県民の安全・安心を守る観点からも、県としても当事者意識を持って対応していかなければならないと思いますけれども、刑務所出所者等の直接雇用の現状と今後の取組についてお答えください。

また、三重県内でも220事業者が協力雇用主として登録いただいています。積極的な雇用や登録事業者の拡大のためには、何らかのインセンティブなど、支援策が必要だと思います。県が行う入札や物品調達等における協力雇用主等への優遇措置について、現状と今後の取組についてお答えください。よろしく願いいたします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 罪を犯した人の社会復帰を進めるための県の取組ということについて、私からお答えさせていただきたいと思います。

罪を犯した人、または非行のある少年の就労も含めた社会復帰を支援することは、基本的には国の取組であり、保護観察所や公共職業安定所などの関係機関が相互に連携しながら、求人企業へのあっせんや就労先企業の開拓などの総合的な就労支援対策に取り組んでいるところです。

一方、県では、保護観察所と連携しながら、高齢や障がい有するため、福祉的な支援を必要とする刑務所や少年院などの矯正施設退所者が、退所後直ちに障害者手帳の取得や社会福祉施設への入所などの福祉サービスを受けられるように支援する地域生活定着支援事業を実施しております。また、三重県更生保護事業協会が行う更生保護の啓発事業や保護司活動への助成などを支援しております。

これらのほか、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である社会を明るくする運動に市町や関係団体などとともに協力しているところです。

県としましては、引き続き地域生活定着支援事業や三重県更生保護事業協会への支援を行うとともに、社会を明るくする運動に協力することにより、

罪を犯した人が地域で自立した生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

なお、今後、国の意向や他県の状況を参考にしながら、県としてほかに支援ができるかどうかについては、関係部局とともに検討していきたいと考えております。

以上です。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 意欲のある人が働くことができる環境整備に取り組むという考え方から、就職を目指す刑務所出所者等を支援していくことは重要であると認識しております。県といたしましては、出所者の就労促進について更生保護機関等と連携して、企業に対する人権啓発の研修会等の場を活用しまして、企業の理解を深める取組などを検討していきたいと考えております。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 各担当からそれぞれあるのかなと思いましたが、部長のほう、北岡部長のほうからまとめてということですね。各担当と今後協議をしていくというのが御答弁だというふうに理解をさせていただきます。

障がい者の雇用支援につきましては、知事も先頭になってかなり力を入れていただいております。それと比べますとかなりの温度差といいますか、遅れがあるなというふうに思いますので、これについて急いでやっていただきたいなというふうに思うんですけども、総務部長は、検討していきたいというふうにおっしゃっておりますので、検討していくということによろしいですね。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

伊賀市島ヶ原山菅事案についてということでございます。この事案につきましては、先日、残土条例の設置について執行部に対する要望と県議会への請願が出されるきっかけになった事案でございます。三重県と京都府の県境付近にあります民有地に残土が搬入される件について、周辺住民から異臭が

したり、廃棄物が含まれているのではないか等、環境面での不安が出されております。また、当該地域は砂防指定地に当たることから、災害防止の観点からも土砂の搬入についての十分な注意が必要であります。

さて、実はこの件に関しましては、2年ほど前に地域の方から国道端に不法投棄が行われているという通報をいただき、当時の伊賀農林商工環境事務所に対応をお願いし、指導をしていただいた旨、返事をいただいたため、解決をしたものと思っておりましただけに、戸惑いとともに、しっかりとフォローできていなかったことにじくじたる思いでございます。

そこでお伺いいたします。これまでの県当局の対応状況についてお聞きいたしますとともに、住民の不安解消のために今後どのように取り組んでいくのか、お答えをお願いいたします。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

**○県土整備部長（土井英尚）** 砂防指定地に残土が放置されているという問題について答弁させていただきます。

砂防指定地内で盛土などを行うには、砂防法に基づく行為許可を得る必要があります。事業者は土砂災害防止の観点から安全対策を行う必要があり、技術基準に基づいた安全対策がとられていれば、行為許可を行うことになっております。

今回の事案につきましては、砂防指定地、私有地でございますが、平成23年12月から京都府内の建設業者が砂防法の行為許可を得ないまま土砂を搬入し、盛土行為を続けているという状況でございます。

こうした違反行為に対しまして、伊賀建設事務所では、盛土行為を中止し、砂防法上の行為許可の手続をとるよう、建設業者に対し、たびたび口頭による指導を行うとともに、さらに、平成24年8月から25年3月にかけて、4回にわたり文書による指導を行ってきております。また、平成26年5月には、建設業者だけではなくて、地権者に対しても文書により同様の趣旨の勧告を行っているところでございます。

今回の盛土は、人家や公共施設への差し迫った危険性は少ないと思われる

ものの、土砂流出防止について技術基準に基づいた対策を講じることが必要だと考えておりました、今後も地権者と建設業者に対して速やかに盛土行為を中止し、必要な安全対策を講じるよう強く指導を行ってまいり所存でございます。

〔渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（渡辺将隆） 私のほうからは、廃棄物関連の今までの経緯と指導状況ということでお答えさせていただきます。

地域の住民の方からの悪臭苦情等がございまして、調査等を行ってきております。最初に苦情がございましたのは平成24年8月でございまして、立入調査を行ったところ、細かいガラスくず、プラスチック片等が散見されたので、除去を指導しております。

また、3カ月後でございしますが、同年11月には排水路に黒い沈殿物がございまして、造成地にコンクリート片等が見られましたので、撤去を市で指導したところでございます。あわせまして、翌月ですが、12月に掘削調査を行っておりますが、廃棄物は確認できておりません。

さらに、年が明けて平成25年1月に水質調査を実施しましたが、生活環境保全上の支障、有害物質等は認められておりません。この水質調査等につきましては、平成26年2月にも水質調査と搬入土砂の分析を行っておりますが、同様に異常は認められませんでした。

その後も造成が継続されておまして、立入調査を行ってききましたが、本年5月、造成地にコンクリート片、瓦くずなどの廃棄物が認められましたので、撤去を指導するとともに、廃棄物処理法第18条に基づきまして、廃棄物が混入した経緯でありますとか、土砂の搬出元に関する報告を現在求めているところでございます。

今後とも、地域住民の皆様の不安を解消するため、継続して立入調査及び必要な指導を行うなど、厳正に対処してまいります。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） この2年間、建設と環境のほうで対応してきている経過

についてと今後の取組方針についてお聞きをさせていただきました。

指導を続けてきていただいているにもかかわらず、その事案が解決していないというのは本当に残念な限りでございます。何か強い対応ができればいいのになというふうにも思わせていただいているんですけれども、県としてのいろいろな限界もあるようでございますが、一日も早い解決に向けて引き続き努力をいただきたいというふうに思います。

今年のみえ森と緑の県民税というのも始まっております。また、今回、この6月定例会議に三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会の設置についてということも上がってきております。今、建設とか環境の担当の方からいただいたのは、どっちかというマイナスの部分についての話でございますけれども、この島ヶ原地域というのは伊勢湾には水が流れていないわけでございますけれども、淀川水系ではかなり上流に当たりまして、一級河川でもございます。これらの緑豊かな地域をいい状況で守っていくということも大変大切なことであるように思いますので、そういう観点でもしっかりと取組をいただけたらなというふうに思わせていただいております。地元の人も相当心配をしておりますので、一日も早い解決を重ねてお願い申し上げます、この項に対して終わらせていただきます。

あと2分残っておりますので、質問はしませんけれども、少し時間をいただきたいと思っております。

消防団員の加入促進について今日は質問させていただきました。1年前にも質問させていただいて、2回目ということで、自分も団員を14年間させていただいているということで、いろいろこの間に思うこともございまして取組をさせていただいております。

私が初めて消防団員になったときはまだ伊賀市の職員でございました。普通の団員になるというのは、うちの場合はほぼ全員が地域では加入するというので、仕方がなしと言ったらあれですけれども、抵抗なく入らせていただいたわけでございますけれども、やっぱり一番問題になったのは、5年目、班長が終わって、その次の部長等の幹部団員になるときでございまして、や

やはりそういう参集基準とかを考えたときに、班長ですと自分の班だけでいいんですが、部長になりますと、部全体も見なきゃいけないということで、私だけじゃなくて、消防団本体でも公務員が幹部になることがいいのか悪いのかという議論もありました。町なかで私の先輩の職員で1人、町なかはかなり人の確保が難しいものですから、副分団長までした方がいましたので、まあ、いいだろうということでなりました。現在は相当数の幹部団員が伊賀市の職員から出るようにもなってきております。

いずれにいたしましても、やはりそういう消防団に行っている人がたくさん出てきて、そういう人が当たり前になってくればいろんな文化や見方も変わってくるというふうにも思います。一番最初のきっかけ、増やしていく部分ではかなりパワーもかかるし、いろんな作業も必要だと思しますので、ぜひその辺のことも考えていただき、多くの幹部職員まで三重県職員から出ていただけるような対応をお願いさせていただきます。時間になりましたので質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（永田正巳） 21番 小林正人議員。

[21番 小林正人議員登壇・拍手]

○21番（小林正人） 皆さん、おはようございます。自民みらい、鈴鹿市選出のこよなく動物愛護を推進し、殺処分ゼロを目指す議員、小林正人でございます。

実は、今朝、新聞を見ましたところ、この動物愛護の問題に関して、我が会派の何と西場議員が今日御質問をされるということで、一番厳しいときに私と服部先生がこの動物愛護のことを質問させていただいて、ちょっとおいしいところをとっていかれるのかなという心配もありますけれども、御期待をして、頑張ってくださいと思います。

それでは、通告に基づきまして、早速質問に入らせていただきます。

まず、鈴木県政の3年を振り返ってでございます。

今さらながら、平成23年4月に鈴木県政が誕生いたしました。この間、知

事におかれましては、持ち前の鈴木パワーとカラーを存分に発揮していただき、就任当時からは想像もつかないくらいスリムに、いわば自身の身を削りながら、防災や観光対策をはじめ、いろいろなことに取り組まれました。

県民カビジョンを通して様々な政策立案や現場主義を主張され、県内外はもとより国外にまでと、この三重県をアピールしに所狭しと駆けめぐられたことは県民誰もが知る事実であります。

そんな中、先日、成果レポートの御説明もありましたが、全体を通してこの3年間、知事御自身が再度振り返られて、特に注力し、これは進展しただろうと思われる問題、また、少しこの問題に関しては力不足だったかな、あればですが、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 3年間を振り返ってということでございますけれども、年齢も30代で、人生経験もまだまだ豊富と言えず、もとより浅学非才の私でありながらも、職員をはじめ、多くの皆さんにこれまでお支えいただいたことにまずもって心から感謝を申し上げたいと思います。

施策の進展に関しましては、みえ県民カビジョンにおける三つの政策展開の基本方向、「守る」、「創る」、「拓く」に沿って申し上げたいと思いますが、る申し上げますけれども、いずれも私一人ではなく、職員一丸となって取り組んでくれたことはもとより、多くの皆さんの御協力によるものであることを申し添えた上で主な取組を申し上げますが、「守る」につきましては、紀伊半島大水害や昨年の台風18号などの被害からの復旧、三重県新地震対策行動計画の策定、三重県がん対策推進条例の制定、三重県地域医療支援センターの設置、子ども医療費助成の拡大、「創る」につきましては、法的対応や市町支援を含めた児童虐待防止体制の強化、三重県こども心身発達医療センター創設の決定や特別支援学校の整備、南部地域活性化基金やプログラムの創設、三重県総合博物館の整備、鳥羽・志摩の海女の県文化財指定、「拓く」につきましては、みえ森と緑の県民税の創設、みえ産業振興戦略及び中小企業・小規模企業振興条例の制定、三重テラスの開設、三重県観

光キャンペーンの展開、ブラジルとの友好協定のリニューアルや台湾新北市との観光協定締結など、海外展開強化などがあります。

これらを踏まえた主なアウトカムの部分的な成果といえば、例えば観光レクリエーション入り込み客数や県内延べ宿泊者数、外国人延べ宿泊者数、台湾からの宿泊者数、これらがいずれも過去最高となったり、あるいは企業誘致の件数につきましても、平成25年は対前年比2.5倍となり、過去10年近くの実績と比べても大きく増加をしたり、あるいは過去20年間で最少の企業の倒産件数であったり、紀伊半島ミッシングリンク解消へ向けて3年連続の新規事業化や新名神高速道路亀山西ジャンクションのフルジャンクション化決定、みえ県民意識調査の結果で県民の幸福感の平均値が毎年上昇しまして、同種の調査を行う国や他県と比べても最も高い状況となったということもあります。

また、この3年間、今申し上げた施策のみならず、就任が東日本大震災1カ月後でもありましたので、危機管理にも注力をさせていただきました。紀伊半島大水害や昨年台風18号はもとより、米の産地偽装、港湾改修工事での不適切事案、堀栄丸衝突事故対応、三菱マテリアルでの爆発事故対応などです。

また、少し視点は違いますが、長年懸案事項として結論が出ていなかった木曾岬干拓地の利用促進の観点からのメガソーラー誘致や川上ダム建設などにも一定の道筋をつけることができたと考えております。

行政運営では、予算編成プロセスの見直し、コンプライアンスの強化、県債残高の減少傾向への転換などにも取り組みました。

しかしながら、一方、国民体育大会の成績、あるいは障がい者の実雇用率、全国学力・学習状況調査の平均正答率など、ビジョンに掲げた数値目標が達成されていない取組やいまだ全国で低位にとどまる取組があるなど、県民の皆様にも成果をお届けするには道半ばの取組もたくさんございます。

いずれにしても、今年度は任期最終年度です。みえ県民力ビジョン・行動計画の3年目であり、重要な1年であります。一日一日を大切に、全力



で県政発展のため、県民の皆様的成果をお届けできるように粉骨砕身取り組んでまいりますので、議員をはじめ、関係各位の引き続きの御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） 知事、ありがとうございます。

進展した点を改めて復唱させていただきますとかなり時間がかかりますので、まさに進展したことは知事が先ほどおっしゃられたとおりでというふうに思います。

また、少し足らなかった点につきましても何点か上げていただきました。その中には入っていなかったんですけども、私が個人的に、大変失礼だとは思いますが、ちょっとこの点においては足らなかったなというところが福祉の面において、特に例えば保育の充実、環境整備や特別保育、さんざん私もいろんな機会の場で低年齢児保育補助とか、アレルギー対策、病児・病後児保育のあり方や延長保育の充実等の対応、こういうことを申し上げさせていただきました。この点と、もう一つは女性の雇用対策、就労率や子育て対策、ここも少し足らなかったのかなというふうに思っております。

しかし、平成26年度は政策課題の1番目にこの少子化対策を上げておられますので、県独自の対策もさることながら、何と云っても、先ほど、この福祉に携わる分野、厚生労働省はこの間、田村大臣がおっしゃっていましたけれども、年間の予算が30兆円ということでございますので、鈴木知事ならではの国への太いパイプを生かしていただいて、今後もこの2点、それと、先ほど知事がおっしゃられた3点ほどの足らなかった点に対するさらなる取組、充実を期待いたします。

次に、二つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

障がい者雇用等についての中で、まず、障がい者雇用の促進についてであります。

この問題に関しては、月曜日にも我が会派の栗野議員や新政みえの吉川議員からも質問をされましたが、私も福祉から就労への移行を促進していくこ

とは大変重要な課題であると認識しておりますので、私なりの質問をさせていただきます。

昨今、本県においても、全国的に見ましても、障がいを持つ方々においてはかなり介護や養護、また、社会参画という点におきましては進展が見られるようになりました。しかしながら、雇用という点におきましては、既に御存じのように、全国はもとより、我が県におきましては、先日の答弁の中で50人以下の企業への就労はカウントしていないという話もありましたが、それでも改定後の雇用率2%には到底及ばず、1.6%と全国平均の実雇用率1.65%をも下回る都道府県でワースト1、2を争っているような状況であり、やはり率の底上げが必要であると考えます。

今、国内には障がいをお持ちの方が約788万人おられます。身体障がいの方が約400万人、知的障がいの方が約55万人、精神障がいの方が約333万人で、この数は国民の約6%となり、雇用人口1000人当たりで見ますと、身体障がいの方が30人、知的障がいの方が4人、精神障がいの方が25人というふうになります。

このような状況の中、ある新聞によれば、2013年度、全国ベースでハローワークを通じて就職した障がい者は前年度比14%増の7万7883人となり、4年連続過去最高を記録したとありました。また、精神障がい者の就職者数が大幅に増加をし、初めて身体障がい者を上回ったとのことでもあります。このことは企業や官公庁に精神障がい者の雇用を義務づける改正障害者雇用促進法が昨年成立したことで企業の採用意欲が強くなり、精神障がい者の就労意欲が高まったと分析されております。

このように全国的に見ますと、雇用率達成には届かないものの、若干改善方向に進みつつありますが、では、なぜ雇用率が上がらないのでしょうか。それは、全国データではありますが、今障がいをお持ちの方の約5割、324万人が在宅であり、その中には十分働く能力のある方が半数以上はいると言われております。こういった方々はハローワーク等の募集には応じず、まさに隠れた存在であり、このような方々を就労にいかにつなげていくのか、

どのように働いていただくのかという問題、もう一つは、障がいには身体、知的、精神とがあり、それぞれの就業技術能力も異なります。それぞれの技能に合ったマッチングが必要であり、その障がい特性を生かして仕事につきたいという方も多々おられます。このような障がい者を取り巻く環境を把握し、きちんとした対策が雇用率アップにもつながると考えます。

そこで、県としてのこのようなことに対する今後の対策、お考えをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 障がい者雇用率の向上に向けての取組について答弁をいたします。

働く意欲のある障がい者の就労につきましては、就労支援事業所などを訪問しておりますと、障がい者からは、家族からもでございますが、県には企業等が精神障がいに関する正しい知識や理解を深めるように支援してほしい、それから、短時間労働から徐々にステップアップできる就労環境をつくってほしい、それから、自宅から通勤できる地元企業で就職したいというような声をたくさんいただいております。

こうした中でございますが、障がい者の一般就労を支援し、民間企業における法定雇用率の早期達成を目指すために、平成26年6月1日現在の障がい者雇用率を1.60から1.70とする目標としました障害者雇用率改善プランを三重労働局とともに策定しております。集計結果は例年11月に出ますので、まだその結果は出ておりません。

具体的には、三重労働局と月1回程度、連絡会議を開催するなど、三重県全体で障がい者雇用に取り組む体制を整備しますとともに、障がい者雇用が進んでいない業種や地域を中心に、地域で影響力のある主要な企業への働きかけを行ってまいりました。特に、三重労働局におきましては、法定雇用率未達成企業全社、530社ございますが、訪問していただいております。

また、今年度は障がい者の定着支援につながる新たな取組としまして、障がい者雇用が進んでいない業種、それは主に金融業、卸売・小売業、サービ

ス業等でございますが、そこの業種をターゲットとしまして、障がい者の多数雇用が見込まれる企業を対象に、障がい者が定着する仕組みを構築する事業を実施します。この事業は専門的な知識を持つ事業者に委託しまして、企業課題に対応した個別コンサルティングを実施していくものでございます。今後は、これらの取組の成果を同業種の企業へ普及、拡大していきたいと考えております。

9日に答弁をいたしました。また、ステップアップカフェの取組を始めております。ステップアップカフェを活用した取組におきましても、県民、企業と障がい者との接点を増やし、障がい者雇用への関心と理解を深めていただくこととしております。また、障がい者が就労に向けた行動に移る契機となるように、心が通う交流の機会も広げたいと考えております。

さらに、障がい者が社会で働くための能力を自然に身につけることができる実践的な訓練を重ねることで、在宅の障がい者も就労につながるようにと考えております。

以上でございます。

[21番 小林正人議員登壇]

○21番（小林正人） ありがとうございます。

いろいろお答えをいただきました。企業に対してのいろいろなアプローチもしていただいておりますということでございますけれども、それも確かに必要なことだとは思いますが。ただ、ハローワークなんかを見ますと、今は働きたいという方よりも求人の数のほうが上回っておるということで、それほど、やってはいただきたいんですけども、ほどほどにさせていただいて、私が言いたいのは、在宅におられる隠れた存在の方ですね。こういう方にさっきのステップアップカフェなんかは有効だと思いますけれども、いかに掘り起こしていただくか。こういう仕事がマッチングするんだよ、こういうことがあるんだよということを地域ぐるみでどう伝えていただくかということは今後も期待したいと思っております。

この質問はこれで終わらせていただきまして、次の質問に入らせていただ

きたいと思います。

障害者就労支援施設等及び障がい者雇用促進企業等からの物品等の調達方針についてお聞きしたいと思います。

この調達方針は、平成25年4月に国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律が施行され、それにより地方公共団体においても毎年度調達目標を決めるなどを義務づけられたものであり、本県においても実施されております。

そこで、まず、この調達方針の基本的な考え方の一つに、障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業への優先発注拡大とあります。実施機関は県の全機関、知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、各種委員会事務局、教育委員会事務局、県立学校、警察本部であります。今現在、どの機関でどのようなものをどの程度金額ベースで発注されておられるのか。

また、調達目標として平成25年度は物品では障害者就労施設には70万円以上、障がい者雇用促進企業等には200万円以上、また、役務として前者には1200万円以上、後者には3600万円以上となっておりますが、それぞれの達成状況を、また、達成されていないのであれば、その原因をお聞かせください。

三つ目は、この対象となる施設や企業が受注するに当たり、その窓口は全て共同受注窓口を活用されるのか。されるのであれば、登録施設や企業の規模、いわゆる業務をこなすだけの能力を兼ね備えているのかどうか把握できているのか、お聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 何点か御質問をいただきましたけれども、まず、障がい者の就労施設等への物品の優先調達の実績でございますけれども、議員から御紹介いただきましたように、昨年4月に施行された法律に基づきまして、本県でも昨年8月に法に定める障害者就労施設等に加え、障がい者の雇用促進に積極的に取り組む企業も対象としまして、調達方針を定め、県の全機関で取り組んでいるところでございます。

その結果、平成25年度は5070万円という目標額に対しまして、それを上回る7818万9000円の調達実績を達成しているところです。なお、平成26年度におきましては、目標額を5420万円とするとともに、対象施設として新たに社会的事業所を追加するなどの見直しを行っております。

それから、もう1点、共同受注窓口の業務の分配でございますけれども、共同受注窓口は障がい者の工賃を上げるために、自治体や企業からの福祉事業所に対する受注の仲介や調整等を行うとともに、福祉事業所の販路拡大や品質管理の指導等を行っております。

また、施設訪問等により福祉事業所が受注できる物品や役務についての把握も行っております。発注があった場合には共同受注窓口のホームページにその内容を掲示するとともに、受注可能な事業所の意向を確認した上で、特定の事業所に集中しないよう受注先を選定しているところです。

このように、公平公正に受注先を選定を行っているところですが、今後はそのことを対外的に明確にできるよう一定のルールを定め、公表してまいります。

以上でございます。

[21番 小林正人議員登壇]

○21番（小林正人） ありがとうございます。

県全機関を通して発注されておられるということですし、金額も目標値を大きく上回っておるというふうにお答えをいただきました。

先ほど、部長が就労施設に関しては5070万円、それから、促進企業に関しては7000万円ほどというふうにお答えをいただいたんですけれども、私が平成25年度の県の実績を調べさせていただいたところ、25年度は県の障害者就労施設のほうでは物品と役務を合わせて約3058万円、障がい者雇用促進企業のほうは4760万円というふう聞いております。そして、また、平成26年度のこの目標値も、これは多分県が出されたものやと思うんですけれども、平成26年度三重県障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等からの物品等の調達方針というのがありまして、この中に対象物品等の調達目標という項

目があって、ここには平成26年度の目標として、障害者就労施設のほうが物品と役務を合わせて約2030万円、障がい者雇用促進企業のほうが両方合わせて約3390万円というふうに書かれているんですね。これでしたら、部長のさっきの答弁が正しいのであれば問題ないんですけども、このとおりですともう既にこの平成26年度の目標というのは25年度に達成されておまして、明らかに低い目標値であるというふうには私は考えましたのでこの質問をさせていただきますいたしたいんですが、本当のところはどっちなのかというのをもう一度お答えいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○健康福祉部長（北岡寛之） 平成26年度の目標額でございますけれども、これは平成26年度の予算をもとに県の全機関で障害者就労施設等への発注が可能な物品や役務を検討しまして、それらの事業費を積み上げた結果ということで5420万円となっております。予算の範囲でということになっております。

なお、現時点では、一般企業等から調達することを予定している物品や役務につきましても、今後、優先調達ができないかを検討しまして、目標額を上回る実績となるよう全庁的に取り組んでいきたいと考えております。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） 了解をいたしました。それであれば、私が全国的に他県の状況とか、あと、県内の基礎自治体のこういう目標値に対する達成比率とか、そういうのを調べますと、大体どこでも50%を上回るぐらいかなというような感じでした。そのことからいきますと、三重県として既にこの目標額を100%以上超えられているということで、この目標額に対して、これが他県と比べて低いのか高いのか、その辺の認識をどういうふうに捉えておるのか、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○健康福祉部長（北岡寛之） 例えば本県の場合は、この施設等だけではなくて、障がい者雇用を促進する企業等も対象にしております。その辺の制度の内容が他県とは違いますので一律に比較はできないんですけども、県としては昨年度から始まった取組ですけども、他県との比較ができないので何とも言えませんけれども、今後も調達に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） わかりました。他県の状況もここにあるんですけども、確かに企業と施設を分けていらっしゃるところが少ないというのもありまして、一概に比較はできないかなと思うんですけども、全体の総額でも三重県よりもはるかには言いませんけど、高いところも数えただけでも10県程度ありますので、何とかその辺に合わせて少しでも高い目標値を立てていただいて、達成していただきますことを要望させていただきます。

もう一つのほうですけれども、共同受注窓口を通すのは障害者就労施設だけということでしたけれども、この受注窓口が登録された施設の例えば能力をしっかりと把握していなければ、発注はしたけれども、そのものが納期に間に合わなかったり、また、それが次に、ここに発注したけど、間に合わないのでほかのところに戻そうかというようなことがあってもならないので、その辺は県としてちゃんと共同受注窓口のほうに指導されているのかどうか、お聞きしたいと思いますし、もう一つ、この共同受注窓口ですけれども、平成23年度から始められた取組だと思っております。話によりますと、今現在、100%県から補助をいただき、委託された業務であるというふうに聞いております。この補助がここ2年で打ち切られるというような話も聞きます。もしこれが本当だとすれば、現在達成されている優先発注目標額も当然割れてくる可能性も大いにあると思いますし、あるいはこれまでいろんな積み上げてきたものが全てなくなってしまうというおそれもありますので、このことについて県の考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○健康福祉部長（北岡寛之） まず、1点目でございますけれども、共同受注窓口の取組につきましては、委託契約を結んでおるんですけども、その中で様々な内容を委託として求めております。受注確保のための営業活動ですとか、商品開発とか、あるいは販路開拓、いろんなところをやっていますので、その辺については今後もしっかりと取り組んでいきたいと思ひます。



それから、共同受注窓口の今後の対応ということですが、この受注窓口の受注額ですが、平成23年度には115万円にとどまっていたのが24年度には1027万円、さらに25年度には3790万円に達するなど、年々増大しております。今後も福祉事業所が受注を拡大していくためには、その役割がますます重要になってくると考えておまして、引き続き営業活動の強化を行うなど、共同受注窓口がその機能をさらに発揮できるように取り組んでまいりたいと考えております。

[21番 小林正人議員登壇]

○21番（小林正人） ありがとうございます。共同受注窓口の登録されている施設の能力といいますか、それを把握していただくのに対する指導という意味で理解をいたしましたし、もう一つの予算が切られるというような話ですが、先ほど部長もお話をいただきました。平成23年度には115万円のものが24年には1000万円を超える。平成25年には3790万円と。このように非常にいい成績を上げておられるので、ぜひとも今後この予算を切られることなく、継続して続けてやっていただきたいことを要望させていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

専修学校生の支援についてであります。

県内の私立専修学校は、これまで社会のニーズに応え、多種多様な職業実践教育により多くの専門的な職業人の育成に努め、産業経済の発展や文化振興に貢献してこられました。また、職業資格者を養成する高等教育機関として、あるいは社会人のキャリアアップ等の学習機会の提供や公教育の補完等の重要な役割をも担ってこられました。

平成25年度の県内の専修学校状況ですが、介護、福祉、医療、理学療法、情報処理、体育等11分野、公私合わせて40校であり、これは平成18年度、最も多かった年度と比べますとマイナス8校になっております。

しかし、一方で、生徒の数を見ますと、平成25年度は約3900人となっており、平成18年、約4000人と比べましても余り変わっていない。このこと

は専修学校を希望する生徒がより狭き門になってもその重要性を認識し、自らの将来、就職ということをより考えているということでもあると思います。

そのことを裏づける内容として、全国データではありますが、専修学校は就職率が77%、大学卒が64%、短大卒が71%と、就職に非常に強いという特徴が出ていること、また、地元への就職率が大学と比較しますと約2倍以上となっており、地域貢献度が高いという統計も出ております。

このことは、まさに今三重県が抱える多種多様な特別な技能を兼ね備えた人材が県外へ流出する、このことに歯どめをかけるという意味においても大変重要なことだと思えます。このように、専修学校の役割は、昨今、社会においてもますます高まってきております。

しかしながら、この専修学校は比較的低所得者世帯の割合が高く、その多くは学納金や生活費をアルバイト収入等で工面し、そのため学習時間を確保することが非常に難しくなっている。要は意欲や能力があっても、経済的理由から学びたくても学べない状況にあるということです。

東京大学大学院の大学経営・政策研究センターの統計では、全国ベースで専門専修学校には約2割の方が進学をされ、現在、66万人が在学しておるとのことです。しかし、中退者数は3万人を超え、さらに近年増加傾向にあるとのことで、理由としては経済的にというのが約2割近くを占めております。

また、現在の専修学校に対する公的負担ではありますが、総務省からの交付金として全国総額で約30億円、それを各県人口170万人単位をベースに分配し、対象は高等課程、中卒以上の入学のみ行われている状況で、専修学校専門課程、高校卒以上には一切行われておりません。また、この30億円という額も、全国専修学校協会試算からすると約100億円程度必要で、全く足りないという現状であります。

こういった問題解決の大もとは国、国策で考えることであるかもわかりませんが、さきの地元定着や様々なことから、県が独自に介入する、いわゆる専修学校生に対する県独自の教育支援、例えば授業料減免補助ということもこれからは大いに検討していかなければならないと考えます。

ちなみに、高知県では、全国に先駆けて支援制度を施行され、県単で補助を出しているという事例もあります。この問題に関して県のお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

〔高沖芳寿環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（高沖芳寿） 専修学校生への支援ということでお尋ねでございます。

まず、専修学校は、職業もしくは実際生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図るということを目的とする学校でございます。社会の変化に即応した実践的な職業教育により専門人材を養成する教育機関として大きな役割を果たしております。

専修学校には、その入学資格によりまして高等学校卒業者が対象であります。専門課程、それから、中学校卒業者が対象の高等課程、さらには入学資格を要しない一般課程の三つの課程がございます。

先ほど来お話がございましたけれども、平成26年5月1日現在で県内には専修学校は40校ございます。生徒数は専門課程で3112人、それから、高等課程で698人、一般課程で15人、総勢で3825人の方が在籍しております。

それで、現在、専修学校の高等課程の生徒に対しましては、国の高等学校等就学支援金、それから、県の授業料減免補助金及び入学補助金により支援をしておりますけれども、お尋ねの専門課程の生徒につきましては、このような国及び県の支援制度はございません。

今後の対応でございますけれども、現在、国のほうで本年の4月に専修学校生への経済的支援のあり方に関する検討会が設置をされておまして、専修学校で学ぶ意欲と能力のある者が経済的理由により就学を断念することなく、安心して学べるように、授業料の減免補助事業を含めて総合的に検討がなされておる状況でございます。

こうした国の動きを注視しながら、県といたしましても、今後、専修学校生への支援のあり方そのものについてしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） ありがとうございます。確かに部長がおっしゃられるように、文部科学省のほうで今年度4月に有識者による検討会を設置されて、この7月ぐらいに大体中間案がまとまるというふうにも聞いております。

そうはいうものの、今現在、国の専門学校への公的支援というものは、学校の全収入に占める割合がわずか1.7%ぐらいしかなく、高校が例えば35%、短大が11.7%、大学が10.5%、こういうのと比較するとほとんどないに等しいというふうにも思います。

先ほどお話をさせていただいた高等課程の部分ですね。これだけでも足りないということで、ここに対して県の何とか支援対策というのを考えていただきたいんですけども、先ほどちょっとお話しさせていただきました高知県なんかは、この専門課程においても県負担で授業料の2分の1ぐらいの額を負担されておるといふふうに聞いています。そういうところから何とかこの三重県もそういった専門課程に対しての授業料減免という補助も創設していただきたいですし、何といたっても、私が一番懸念するのは、専門学校というのは、低所得者と言いましたけれども、そういうところの子どもさんらが行かれるということが多いということで、これは知事もたびたび口にされておるとは思われますけれども、この経済的な格差が教育の格差を生み出しては絶対ならないと。機会平等という理念のもとで考えていかなければならないというようなことから、国の対応もさることながら、その対応が遅いのであれば、県としても高知県のように何らかの取組を今後考えていただきたいなというふうに思うところであります。

そこで、既に高知県には1番目をとられておりますけれども、この際、知事の御所見も少し聞いておきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○知事（鈴木英敬） 先ほど高沖部長のほうから支援のあり方をしっかり検討するというのを申し上げましたので、高知県の事例などもよく勉強しながら

ら検討していきたいと思えます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

〇21番（小林正人） ありがとうございます。しっかりと取り組んでいただきますことを御期待させていただきます。

この質問はこれで終わらせていただきまして、次に入りたいと思えます。みえ森と緑の県民税についてであります。

本年4月から県の独自課税として、このみえ森と緑の県民税が導入されました。既に御承知のように、この税は平成23年の紀伊半島大水害を契機に、森林づくりのための税のあり方と用途について調査審議がなされ、翌平成24年1月には森林づくりのための税検討委員会が設置されました。

検討委員会では、森林づくりの税の導入の是非はもちろん、その用途等について幅広く議論が重ねられ、同年8月に最終報告書がまとめられ、森林づくりに関する税の導入が適当である旨の答申がなされました。

このとき、正直申しますと、私個人としては北勢地域の鈴鹿市出身の議員ということで、地域の県民が本当に納得していただけるのだろうか。特に鈴鹿市は森林自体も少ないですし、都市部でもありますし、とりわけ土砂災害等の災害も少ないということもあって、どうせ税を徴収するのであれば道路等のインフラ整備に税を使うべきだという意見が噴出するのではなかろうかなというふうに思ったんですけども、名前を出しますけれども、藤田議員のほうからもいろいろ鈴鹿市民の方にも説得をしていただき、私も説得をして、この税を認めていただくことができました。

その後、私個人としても、このみえ森と緑の県民税について、その分布がどうであれ、やはり県全体で考えていかなければならないのかなという思いにもかられ、この税に今は賛成の立場であります。

ただ、御理解いただきたい点というのがこの北勢地域、人口の面からいっても約45%を占めております。また、当然、税の納入率というのもこれに比例すると思えます。

こういった中で、現状、導入初年度は約8億1000万円、そして、次年度以

降は10億6000万円、税支出の計画のうち約6割が災害に強い森づくりに充てることとされており。内容としては、一つ、土砂や流木を出さない森林づくり、二つ目に暮らしや身近な森林づくりとありますが、ここで質問をさせていただきます。

具体的にはどのようなことをされるのか。その事業箇所は5年間で大体150カ所と聞いておりますが、もう既に決まっているのか。さらには各市町に対して交付する税の用途については県として開示指導責任を持つのか。

以上3点、御答弁をよろしく願いいたします。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） みえ森と緑の県民税の活用事業とその公表等についてということでお答えしたいと思います。

県内における台風等による災害の発生を踏まえまして、県民の皆さんの安全で安心な暮らしを確保するというので、災害に強い森林づくりということと、県民全体で森林を支える社会づくりというのを推進する施策の財源とさせていただくということで、平成26年4月にみえ森と緑の県民税を導入させていただきました。

まず、災害に強い森林づくりのためですが、県がこのために実施する事業では、三重県地域防災計画に登載されました崩壊土砂流出危険地区の溪流沿いの森林におきまして、流木になる可能性が高い危険木の伐採や溪流への土砂等の流入防止を図る災害緩衝林づくりと言っていますが、こういう事業などに取り組んでいくということにしております。

平成26年度ですが、先ほどもおっしゃっていただきましたが、5年間の目標としておりますのが150カ所ありまして、そのうち30カ所を26年度に実施したいということで、現在、その所有者の承諾を得る手続を進めているところでございまして、条件が整ったところから事業着手をしていきたいというふうに考えております。

一方で、市町が地域の実情に応じて創意工夫した森林施策を実施する市町交付金事業、こちらにつきましては、現在、平成26年度分の交付決定手続を

進めているところです。これにつきましては、事前に県と市町が事業内容を、初めてのことでありますので、かなり協議もさせていただいて、ほぼ内容がまとまってきているということでございます。

その中の主な事業の例ですが、里山や竹林の整備、人家裏や通学路沿いの危険木の除去、小・中学校における森林環境教育の実施であるとか、県産材でつくった机や椅子の導入、こういうようなものが上がっております。

こうした事業の計画につきましては、県事業では所有者の承諾が得られたところから、また、市町交付金事業につきましては交付決定手続を終えたところから、それぞれ県ホームページで公表していきたいというふうに考えております。

さらに、事業の実績につきまして、本定例月会議に設置条例案を出ささせていただいております評価委員会、こちらにおいて調査審議をするということも予定しておりますので、この結果も県ホームページに掲載して公表するなど、みえ森と緑の県民税について県民の皆さんに御理解いただけるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〔21番 小林正人議員登壇〕

**〇21番（小林正人）** ありがとうございます。平成26年度は30カ所をやられるということで、条件の整ったところから順番にやっていかれるというような話でございました。市町交付金事業についても十分協議を重ねられておることなので、どこどこ市に対して何千万円とか、丸投げにならんような、そういうふうにしっかりと協議をしていただきたいなど、そのようなことを要望させていただきます。

いずれにしても、県民の皆さんから貴重な浄財をいただくわけですから、その用途についてきちっとした事前説明とか開示が必要であると思いますので、今後もしっかりと取り組んでいただきますことをお願いして、この質問を終わらせていただきます。

次の質問に入らせていただきます。

県道整備についてであります。この質問に関しては地元のことであります

ので、若干お許しをいただきたいかな、このように思うところであります。

御存じのように、鈴鹿市は製造業を中心に県下でも1、2を争う産業都市であります。人口も、予測ではありますが、平成27年に行われる国勢調査では20万人を超え、微増ではありますが、まだまだ増え続ける成長都市であり、生活圏域が同じ隣の亀山市と合わせますと製造品出荷額も約2兆2000億円と、県全体の約4分の1を占めます。

また、観光においても、鈴鹿サーキットで開催されるF1グランプリを中心に、多い年で年間400万人の方が訪れるという観光集客率においても県下では上位であります。

しかしながら、昨今、これら全ての成長を妨げ、あるいは人々の生活に大変支障を来す道路整備状況の遅れという問題がかなり深刻になってまいりました。今現在、新名神高速道路や国の直轄事業であります中勢バイパス、北勢バイパスなど、事業着手時期から考えると遅れてはおるものの、関係者の一致団結により少し先が見えてまいりました。そのことに関しては、知事はじめ、県の関係者の方々にも大変感謝するところであります。

しかし、問題は県管理道路、県道の整備であります。中でも、既に事業着手していただいている県道神戸長沢線の第2期工事の部分、もう一つは、鈴鹿環状線磯山バイパス、さらにはこの3月に中勢バイパスの5工区が開通し、その先で渋滞を引き起こす南北に走る亀山鈴鹿線、この三つの路線の整備状況、あるいは具体的な完成年度をお聞かせいただきたいと思えます。

それと、もう一つ、こちらはまだ事業未着手ではありますがけれども、鈴鹿環状線の新しい基礎ともなり得る、また、鈴鹿市が今優先順位でいくと1番に県に要望している道路、鈴鹿環状線国府バイパスについてお聞きしたいと思えます。

この道路は、鈴鹿市域の環状ネットワークとしての位置づけだけでなく、地域密着の生活道路としてや広域道路網の役割を存分になし得る、また、市民が率先して県に対し提案した重要な道路であります。事業区分としては、鈴鹿市の中心を走る通称、中央道路から平野バイパスに入り、その終点から



亀山鈴鹿線の鈴国橋までの区間約2.2キロであります。

この国府バイパスが開通すれば、さきにも述べました起点からさらに南に抜け、今年度、供用開始予定の県道三行庄野線があります。そして、その東には中勢バイパスもあります。そして、さらに東には鈴鹿環状線磯山バイパスもあります。この三つが連動すれば、鈴鹿市の外環を取り巻く環状線となりますので、市内を通らずして渋滞を避けることも可能ですし、この道路が完成すれば市内の渋滞も緩和されると考えます。

そこで、この鈴鹿環状線国府バイパスとさきの3路線について、今後の予定、あと、完成想定年度をお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 鈴鹿市内の県道整備について、個別に今後の見込みについて答弁させていただきたいと思います。

まず、1点目の神戸長沢線の整備でございますが、市道津賀三畑線から伊船のフラワー道路までの1キロの区間につきまして、今年度内の供用開始に向けて、現在、中央分離帯とか舗装工事、仕上げ工事等を行っているところでございます。

また、フラワー道路から先の鈴鹿富士ゼロックス、その付近までの2期工区、1.3キロ区間につきましては、早期の事業化に向けて用地測量に着手していく予定としております。

その先の東名阪自動車道鈴鹿インターまでの3期工区、これについては2期の進捗状況を見ながら事業化について検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、鈴鹿環状線の磯山バイパスでございますが、これにつきましては、1期工区として1.8キロの事業に着手を平成14年度にしておりまして、今年度内にこれも供用開始に向けて現在最終の工事を進めております。1期工事より先の中勢バイパスの2期工区ということで、1.7キロ区間につきましては、今事業化に向けて、伊勢鉄道を交差するというところで、その交差の

方法とか、そういうことについて最終調整を今、調査検討を進めているところでございます。

それと、亀山鈴鹿線につきましては、一部中勢バイパスのアクセス道路として400メートル、その付近を改良していきまして、今回の中勢バイパスの工区の完成に合わせて交差点部260メートル、供用をさせていただいて、その後、残りの140メートルについても現在整備をしております。

そして、その事業に続いて、亀山市までの区間におきまして、中勢バイパスなどの幹線道路、これを整備するについては、中勢バイパスの幹線道路の供用に伴う交通量の変化とか、鈴鹿市内の道路ネットワーク全体を見ながら今後整備するかどうか検討していきたいと考えております。

それと、鈴鹿環状を構成する国府バイパスということで御質問をいただきまして、県道平野亀山線から国府の県道亀山鈴鹿線、鈴国橋までの2.2キロ区間でございますが、おおむね3年以内に事業着手を目指す事業実施検討箇所今年度新たに位置づけをしたところでございます。そして、現況測量とか道路予備設計を行っていききたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） 御答弁ありがとうございました。

国府バイパスを除く3路線に関しては一日も早い全線供用開始になるように今後努力していただきたいと思えます。

また、国府バイパスにおいては、今事業実施検討箇所ですか、ということで、1日でも早くもう一つ上のランク、事業実施箇所にしていただくよう要望させていただいて、この質問も終わらせていただきたいと思えます。

ちょっと時間がなくなってまいりましたので、最後になりますけれども、県道神戸長沢線、定五郎橋の改修についてであります。

本来、この定五郎橋、なかなか一級河川にかかる橋において人名のつくものは全国でも余りないそうですので、その歴史とか、この定五郎さんの経緯とかを紹介させていただこうと思ったんですけれども、時間が2分しかあり

ませんので今回は割愛をさせていただいて、この改修工事について県がどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 定五郎橋は、議員御指摘のように、一級河川鈴鹿川にかかる橋でございまして、鈴鹿川の右岸、南側の橋詰め部分におきまして堤防道路である市道と交差していると。その橋梁部分において右折車線がとれていないということから、市街地に向かう右折車がおると後続車が通れないというようなことで渋滞が発生しているというふう把握しております。

円滑な交通を確保するためには、交差点の橋梁部に右折車線を設置するということが必要だということで、国土交通省との河川協議を行う必要があります。そういうことから、今後、事業の可能性、そういうことができるかどうかを含めて、河川管理者であります国土交通省と調整を図っていきたいと考えております。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○**21番（小林正人）** ありがとうございます。今後、国のほうとも調整を図っていただくとようなことでございました。

鈴鹿市内には、この鈴鹿川をまたぐ橋がこの定五郎橋のほか七つほどあります。しかし、その全てがここを通ると。例えば商業地を通らないとだめだとか、あるいは官庁街を通らないとだめだとか、渋滞しますので、できるだけこの定五郎橋、早期に国とタイアップして改修、要は右折レーンをつけていただくことを要望させていただきたいと思います。

ちょっと駆け足になりましたけれども、以上で質問を終わらせていただきたいと思います。最後に、七つほど質問をさせていただきましたけれども、特にこの専修学校補助金については、先ほどの知事の言葉のように、道半ばにならないことをきちっと期待したいといえますか、お願いしておきたいというふうなことを締めくくりの言葉とさせていただいて、私の質問を終わら

させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（永田正巳） 暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

---

午後1時0分開議

## 開 議

○副議長（奥野英介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（奥野英介） 県政に対する質問を継続いたします。16番 水谷正美議員。

〔16番 水谷正美議員登壇・拍手〕

○16番（水谷正美） 改めまして、皆さん、こんにちは。新政みえの水谷でございます。

前段にちょっとお礼を申し上げなきゃいけないのでございますけれども、前回の2月定例会議のときに一般質問で申し上げましたTPP交渉と遺伝子組み換え作物の件なんです。あの後、中部地方整備局が動いていただけまして、名古屋港と四日市港から運ばれた遺伝子組み換え作物の種が国道23号沿いに落ちて自生していると。それが除草剤が効かないものですから、もし県内の水田、畑に広がった場合、これは影響が大きくなるよという話をさせていただいて、農林水産部が中心に頑張っていたいたわけでございますけれども、もう抜き取るしか手がないわけでございますけれども、その作業を秋までにやっていただくことが決定したということでございます。関係者の皆様の御尽力に敬意を表したいというふうに思っております。

今回の質問は、まず、人口減少社会の問題について大きく2点お伺いをし

て、そして、防災地域まちづくりの件、そして、三つ目、四つ目は、恐縮でございませけれども、地元の問題につきましてお伺いをさせていただくところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、一つ目ですが、県民の率直な思い、ボリューム8までやっと参りました。人口減少問題について、極点社会の到来問題と2025年問題という二つの視点から具体的な提言を含めてお伺いしていきたいというふうに思います。

まず、新しく問題提起された極点社会と言われる人口減少問題についてであります。

一昨日の粟野議員、中嶋議員も取り上げておられました民間の有識者団体である日本創成会議・人口減少問題検討分科会の座長、増田寛也氏らから報告された極点社会の到来という問題提起についてであります。なるべく重複を避けて、私なりに具体的な提言を含めてお伺いしていきたいと思っております。

人口減少問題の新たなステージと言われるこの問題提起は、昨年の中央公論12月号で極点社会の到来という研究レポートが発表されて、議論を呼んでおります。この分析の反論レポートも出始めましたけれども、いわゆる増田レポートは、全国約1800市区町村の49.8%に当たる896の市区町村が20歳から39歳までの子どもを産む若年女性が2010年から2040年までの間に50%以上減少する可能性があり、このことによって、例えば三重県では29のうち14の市町がそれぞれ消滅可能性都市になるとしています。

皆さんのお手元に資料をお配りいたしました。（パネルを示す）このパネルは20歳から39歳女性人口が国の予測よりもさらに人口移動が収束しないとする場合を仮定して、半分以下になる自治体数は49.8%になると。三重県のところは真ん中あたりでございませけれども、三重県も消滅可能都市が生まれてくるというふうにされているんです。

若年女性を中心として人口移動がなぜ予想を上回る急激な動きをしているのか。この増田レポートでは、全国の5分の1に及ぶ自治体で既に高齢者すら減少を始めており、高齢者の年金で成り立ってきた地方経済が低迷して、

いわば年金経済がシュリンクする可能性が見え始めたということでございます。そのことで雇用の場を失った若年女性、例えば介護職員として働いてきた若年女性が福祉法人ごと大都市圏に移動、進出し始めていることなど、国の予測を上回る規模で大都市圏に人口が流入しているからだとしています。しかも、流入先の首都圏などでは出生率が低いわけですから、さらに人口減少に拍車がかかるということでもあります。

昨年末からの発表後には、補足する研究レポートが発表されたり、三重県経営戦略会議をはじめ、内閣府でのプレゼンテーションなどがネット上で公開されておりますし、報道番組でも問題提起をされておられますので、御承知の方も多いと思います。

三重県内の14の市町は消滅可能性都市と指摘されましたから、県民は疑問や不安、あるいは憤り、これは栗野議員もおっしゃっておられました。私もそう思いました。憤りといった率直な思いを持たれた方も多いと思います。

要は、極点社会が訪れないようにするにはどうするのかということなのですが、いろいろな研究レポートからわかることは、人口減少問題に対する政策については、ホームランはないということでもあります。

今回の増田レポートに対して反論をされている島根県の中山間地域研究センターの藤山浩さんは、極点社会のレポートは2010年までのデータであり、ここ数年の動きが正確に分析されていないこと、そして、御自身の島根県での経験から立論された田園回帰論という御主張をお伺いすると、様々な政策を組み合わせたヒットを積み重ねることが重要であるということでもあります。

多様な価値観を持つ若者のための施策を有機的に結びつけていくことで、希望出生率をかなえて、大都市へ若者が流出しないように政策を早期に実現していく。特に経済成長とともに人口減少を食いとめることを目指して、ここでは埼玉県ウーマノミクス課の取組を紹介し、提言をしたいと思います。

皆さんにお配りをしております資料でございますけれども、（パネルを示す）これはサイトでございます。詳しく中に入り込んでいくと政策が出てまいりますので、ぜひ御興味のある方はごらんをいただきたいと思っております。

ども、このウーマノミクス課ができ上がっていくときに、生産年齢人口が1995年から2010年までの間で600万人減少して、GDP約25兆円が減少したことは、働き手の減少が経済低迷の要因の一つとなっているということから、女性の活躍によって経済を活性化することを目指して部署ができ上がったということでございます。

こちらは皆様にお配りしている資料でございますけれども、（パネルを示す）我が国における女性就業促進の経済効果のパネルでございますけれども、このグラフの労働力率を上げていくと。ここの水色になった部分、ここまで上げていこうというのが目指している姿でございますけれども、ヒラリー・クリントン前国務長官からのコメントも、ここでは紹介しませんが、日本に対してございました。こういう資料もホームページ上からとれるわけでございますけれども、ウーマノミクス課では女性の就業状況を改善する政策を次々と打ち出しておられます。

例えば、多様な働き方実践企業認定制度は、短時間勤務制度やフレックスタイムなど、子育て中の女性が働きやすい環境づくりを行う企業を認定したり、女性事業者支援事業では商品企画研究会や女性経営者との異業種交流会を開催し、事業拡大を支援したり、女性経営者支援資金の創設では女性起業家の事業規模の拡大を支援したりされています。

そこでお伺いしますが、この部署の取り組む先進事例としての企業内保育所の設置についてであります。

働く方々の乳幼児保育のために保育施設を設置する事業者を支援するもので、複数の企業等で共同利用型の保育施設を設置する場合も含み、施設整備費、運営費の一部を補助することにより、企業等による子育て支援の促進と保育所の待機児童の解消を目的とした政策でございます。厚生労働省が進めるものよりは使い勝手がいいものだと言われております。そして、来年度ですが、平成27年度に本格施行する子ども・子育て支援新制度における手続についても、企業担当者向けに説明会を既に開催するなど、動きも早く、三重県もぜひ取り組むべきだと考えますが、御見解をお伺いします。

次に、2025年問題と言われる人口減少問題についてであります。

日本の高齢化は、来年の2015年、平成27年には団塊の世代の方々が65歳となり、社会を支える側から前期高齢者として支えられる側になられます。そして、10年後の2025年には団塊の世代の方々が75歳になられて、75歳以上は2179万人、約800万人の団塊の世代は人口構成に大きな変化を与え、今後の医療や介護に対する影響が危惧され、2025年問題と言われております。

そして、高齢者の単独世帯の増加が、より深刻な状況を招くことも大きな課題と言われております。国立社会保障・人口問題研究所による世帯数の昨年の将来推計では、75歳以上の世帯のうち37.7%の約447万世帯は単独世帯で、さらにそのうち74.3%は女性1人だけの世帯だと予測されています。

2025年問題に向けて、認知症の人や介護や医療を必要とする人が増加すること、介護施設だけではなく、在宅での方向性が出されていることを考えれば、本人やその家族を社会全体で支えるつながりやシステムが大切になっていることは言うまでもありません。

将来の安心を支える医療、福祉等の人材育成も大きな課題であります。そして、地域包括支援センターが核となり、地域ぐるみの支援体制の構築が必要になるとともに、高齢者への対応、孤独死への対策などで活動量が飛躍的に増えてきている民生委員児童委員の活動を支援する必要があると考えるのであります。

そこでお伺いしますが、東京都や兵庫県で導入されている民生委員協力委員制度についてであります。

民生委員法で定められた民生委員は非常勤特別職の地方公務員で、全国で約23万人が厚生労働大臣から委嘱されておりますが、この民生委員協力委員とは知事が委嘱をするもので、高齢者への対応、生活保護、児童虐待などで児童委員も兼ねた民生委員に期待されている役割が大きくなっており、民生委員の高齢化や担い手不足の問題から、新たな担い手の育成にもつながる研究すべき先進事例であります。

市区町村の中には、福祉協力員制度など、地域の実情に応じた独自の対策



をとられているところもありますが、民生委員法による民生委員制度とは、岡山県の済世顧問制度や大阪府の方面委員制度という都道府県から生まれた制度であります。国、県、市区町村が連携してこの制度を充実するために、急速に進む高齢化社会をにらんで、三重県も現場の声を取りまとめて制度充実に向けて取り組む時期だと考えますが、御見解をお伺いいたします。御答弁をお願いします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） それでは、まず、私のほうからは、民生委員の協力委員制度についての御質問に対してお答えさせていただきます。

民生委員は、それぞれの担当区域において、地域住民の立場から高齢者や障がい者、子育てなどに関する様々な相談や支援などの福祉活動を行っております。本県では、5月末現在ですが、4059名が厚生労働大臣から委嘱されておりますが、欠員のある市町があることや高齢化していることなど、人材確保の面での課題がございます。

また、御紹介いただきましたように、県内七つの市では、民生委員のほかに独自の制度として福祉協力員や福祉委員が設置されておまして、民生委員とともに地域での見守り活動などを行っております。

御提案いただきました知事が委嘱する民生委員協力員につきましては、民生委員や市独自の福祉協力員等とどのように役割分担をしていくかや、あるいは人材の確保、個人情報の保護、事故発生時の保障など、様々な課題があると認識しております。

そのため、新たな制度の導入につきましては、既に実施しております他県等の状況を参考にしながら、市町や関係機関の意向も踏まえ、検討していきたいと考えております。

〔西城昭二健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（西城昭二） 私からは、最初に御質問いただきました働く女性への子育て支援策の一環として、事業所内保育所への御質問についてお答えいたします。

少子化対策に取り組み、人口減少に歯どめをかける上で、また、女性が活躍できる社会をつくる上でも、女性が働きながら安心して子どもを産み育てることができるような環境整備を進めることが重要です。

勤務先の企業などに事業所内保育所があれば、母親の勤務実態に合わせて子どもを預け入れることができ、きめ細かな保育サービスが受けられるとともに、職場に近接していることから、子どもの体調の変化など、緊急時にも迅速に対応ができ、安心して仕事を続けることが可能になります。こうした事業所内保育所は、県に届出があったところだけで、4月現在、県内に77カ所ございます。

事業所内保育所に対する支援といたしましては、厚生労働省、労働局でございますが、所管する事業所内保育施設設置・運営等支援助成金がございます。5月の国への提言、提案活動におきまして、企業が事業所内保育所の整備、運営に積極的に取り組むことができるよう、この助成制度の利便性向上などについて提言、提案を行ったところでございます。

一方、平成27年4月からは、御質問の中でも言及いただきました子ども・子育て支援新制度におきまして、地域の様々なニーズに応え、少人数単位で保育を実施する地域型保育に対する支援が始まることとされています。従業員の子どものほかに、その地域における保育を必要とする子どもを受け入れる事業所内保育所については、市町の認可を受けた場合、こうした地域型保育として支援の対象となる予定でございます。

女性が働きながら子育てをするためには、地域の子育て支援機能の維持確保が重要であり、事業所内保育所の活用についても市町と協議をしていきたいと考えています。

県では、今年度、少子化対策の一環として、県内企業等に対しまして従業員の出生率とも言われております企業子宝率の調査を実施することとしておりまして、その中で事業所内保育所の取組事例や新制度による支援メニューの活用についても、企業等への周知を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） 御答弁ありがとうございました。

民生委員協力委員制度の件は、先進事例を参考に検討を始める。研究を始めていただくんだらうというふうに思います。これはやはり地域を回っておりますと、自治会長さんからよく話が出ますよね。後継者、次誰を選んだらいいのかという話を承ります。連合自治会の顧問を始めたのが15年前でございますので、初めはそう思わなかったんですが、10年ぐらい前と比べるとかなり増えてきているというふうに思っております、これは恐らく今60歳から65歳までの方々が延長して仕事をされるようなことになるということ、あるいは年金制度で70歳まで選択制だというような話が出ていますから、だんだんとなり手がなくなってきていると。あわせて、児童委員の仕事も児童委員法でやらなきゃいけないということも出ていますので、三重県自身はフィンランド型のネウボラをこれから進めていこうとされていますので、その部分の仕事量が減っていくことを期待しますがけれども、高齢化社会の進展で民生委員制度というのはそろそろ制度拡充しなきゃいけないのではないかと、いうふうに思い始めております。東京都なり、兵庫県なり、あと、新潟県のほうも始まっているそうでございますけれども、この取組につきましてしっかり検討いただきたいということ、そして、この制度はあと3年で100年を迎える世界に誇るべき制度ということもあります。先ほど申し上げた岡山県、それから、大阪府の話を申し上げましたけれども、じっくり基礎自治体との調整、議論の後、三重県発の御提言をまとめられたらどうかなということ提言しておきたいというふうに思っております。

そして、企業内保育のお話ですけれども、これも私が社会人になってすぐに実は外資系企業に勤め始めまして、もうそのころから海外の企業というのはこの制度を始めておりましたですね。お母さんが乳幼児、子どもの手をつないで電車に乗って、そして、会社へ出勤をして、企業内保育ですから預けて、お昼休みに一緒に食事をとって、そして、一緒に帰る。もちろん満員電車はだめですから、フレックスタイム制ですいた電車に親子で乗ると。

先ほど、ヒラリー・クリントンさんのコメントのところも少し申し上げましたけれども、もし日本が女性の就労でこういった制度を、ヒット政策ですよ、ホームランではない、ヒット政策を打ち続ければ、かなり海外に対しても日本の経済は成長していくんだということを見ていただける、そういういい制度だというふうに思いまして、埼玉県のアノミクス課の事例を申し上げたところでございます。

上田知事は、この点、相当頑張っておられますけれども、知事も知事会でこの話が去年出たと思いますけれども、何か所感があればお話をいただければと思いますけど。

**○知事（鈴木英敬）** 上田埼玉県知事の積極的な取組で、取りまとめリーダーは山形県の吉村知事でありましたけれども、アノミクスについて全国知事会でも提案を出させていただきました。そういうのを踏まえまして、まさに今議員からありました埼玉県のやっている中で共同利用型の補助ですね、埼玉県が県単でやっているもの。あれをまず今回5月末のときには国のほうに今国のやっている補助金の中のメニューに入れてくれませんかという提案をさせていただきました。その後の国の動向を踏まえまして、県のほうもこの埼玉県の取組を参考にしながらやっていきたいなと、検討していきたいなと思っておりますので、積極的に上田知事も個人的にもいろいろこの件でお話しさせていただいておりますので、勉強していきたいと思っております。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

**○16番（水谷正美）** ありがとうございます。御検討をよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして、東日本大震災から学ぶ防災地域づくりの件でございます。

南海、東南海、東海の3連動地震、南海トラフ地震発生時、県内沿岸部に展開する水田など、三重のブランド農産品の産地が津波による塩害で壊滅的とも言える被害を受けることが予測されております。

そこで、三重県を中心として、JA、土地改良区などの農業団体などと連

携して対策検討会を設けて、農業版業務継続計画、農業版BCPの策定に取り組むことについて、先進事例を参考に提言したいと思います。

BCPとは、地震等の自然災害やテロ事件等の犯罪、疫病等が発生した場合に、企業や団体、行政機関が業務を継続、あるいは早期に再開するために緊急時に行うべき行動や平常時に行うべき行動をあらかじめ整理して決めておく計画であります。

先進事例として、徳島県では南海トラフ巨大地震の津波災害に備え、県が中心となって関係団体との連携を図りながら、被害が想定される農地等の速やかな復旧と、その後に円滑な営農再開がなされるように、農業分野での対策を構築するため、徳島県農業版業務継続計画（農業版BCP）を策定しました。

東日本大震災で津波による海水の流入により農地の塩分濃度が高まり、農業生産に大きな支障を来したことを教訓にしており、徳島県の沿岸部に展開する水田のほか、サツマイモ、ネギ、ニンジンなどのブランド産地が津波や液状化で壊滅的被害を受けることが予測されることから、対策が急がれていたようであります。

そして、地域ごとの取組に反映できるようにするため、それぞれの土地改良区で排水施設の復旧にかかわる仕様書や完成図書を複数箇所に保存するなど、防災・減災体制整備を推進されております。そして、さらに、県立農業研究所でも除塩対策の実証実験や塩分吸収に適した作物の研究が行われております。

そこでお伺いしますが、今年3月に公表した三重県新地震・津波対策行動計画によって防災・減災対策を着実に推進し、本計画が目指す防災の日常化の定着を図っていただきたいと思います。県北部の海拔ゼロメートル地帯の高潮などの風水害も含めた対策を検討するため、平成27年度を目指した三重県復興指針の策定の際には、東日本の被災地に派遣された職員の意見を取り入れて、三重県のブランド農産品を守るためにも、農地や農業用施設の速やかな復旧に役立つ三重県農業版業務継続計画（農業版BCP）の策定に

着手すべきだと考えますが、御見解をお伺いします。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 三重県としての農業版BCPの策定についてどうかというお尋ねでございます。

南海トラフ地震の発生が危惧されている中、県民の皆さんの命を守り抜くとともに、被災後にいち早く県民生活の再建を図るということは、県の重要な役割だというふうに思っています。

農業に関する災害復旧・復興では、農業者の生活の一刻も早い回復と県民に安定的に食料を提供するという観点から、被災後、農地や農業用施設に対する復旧・復興対策が速やかに実施できるよう準備しておくことが必要だというふうに考えております。

県では、これまでも台風であるとか大雨などによりまして農地や農業用施設が被害を受けた場合には、災害復旧事業のマニュアル、手引のようなものですが、これに基づきまして、国の事業等を活用して農地、農業用施設の早期復旧を図ってきているところでございます。

一方、南海トラフ地震では、大規模津波の発生が想定され、農地や農業用施設の被害とともに、海水の浸入により農地に残った塩分が引き起こす作物の塩害が懸念されております。現在、東日本大震災の津波の被災地域においては、農地から塩分を除去しつつ、農地、農業用施設を復旧していく取組が農林水産省の作成した農地の除塩マニュアルに基づいて実施されており、本県から被災地へ派遣した農林水産部の職員の中には、こうした復興支援に従事している者もおります。

また、県内では、過去に伊勢湾台風時の高潮による塩害であるとか、昭和50年ごろに桑名市など輪中地域で地盤沈下により発生した塩害などに対処してきた経験もございます。

今後は、こうしたノウハウや経験を踏まえつつ、平成26年3月に策定しました三重県新地震・津波対策行動計画に基づく県の業務継続計画、BCPでございますが、これとか、復興指針の策定と並行しまして、津波被害等から

の農地、農業用施設の復旧であるとか、農地の除塩対策等を盛り込んだ農業版BCPの検討を進めていきたいというふうに考えております。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） 部長、もう少し確認をさせていただきたいのですが、平成27年度の復興指針の策定とあわせて農業版BCP、業務継続計画をつくり上げるんだということですよ。それでよろしいんですね。

○農林水産部長（橋爪彰男） 今おっしゃっていただいた県の業務継続計画とか復興指針については、目標として平成27年度中にとすることで計画を定めておりますが、私ども、今御提案いただいております農業版のBCPについては、さらに農地等の被害状況の想定等、多少その目標の年度におさまるかどうかということも懸念されておりますので、その辺もあわせて、そう遅れないような形では考えたいと思いますが、全体のBCPにぶら下がるといいますか、農業版のBCPですので、その点についてできるだけ早く策定を目指していくように検討を進めたいと考えております。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） 比較的企業などでは事業継続計画、業務継続計画というのはでき上がっているんですけども、やはり農業の方々のなるだけたくさんの方を巻き込んで、県がリーダーシップを持ってつくり上げてほしいというのが私の思いでございます。

というのは、もし災害を受けて、そして、塩害で土自身、土壌自身が問題だということになったときに、農業をこれから続けていくか、心が折れかねないというふうに思うですよ。そのときにどうやって継続していくのかという計画を今のうちからシミュレーションをしておくということが重要で、なるだけたくさんの方を巻き込んでつくり上げてほしいというふうに思っているんです。

確かに平成27年度の県の業務継続計画のときまでには間に合わないかもわからないけれども、ですが、急がなきゃいけない課題でありますので、頑張してほしいというふうに思っております。

知事、御所見を伺えますか。

○知事（鈴木英敬） やるかどうかじゃなくて、策定する方向で検討を進めた  
と思っていますし、除塩のこともさることながら、県の基幹水利施設が  
300ぐらいあるんですけれども、そのうちの45%ぐらいが耐用年数を超えて  
いるという老朽化の問題もありますから、それらも含めまして農業版BCP  
は重要だと思しますので、策定に向けて検討したいと思います。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） よろしくお願ひします。

次ですが、大規模盛土造成地の地すべり滑動崩落の可能性についてござ  
います。

資料をお配りしております。パネルをごらんいただければと思いますが、  
（パネルを示す）この大規模盛土造成地と申しますのは、谷埋め型、腹付け  
型とありますけれども、国が指定をする造成地というのはこの規模のものだ  
というふうに制度的になっております。この宅地造成等規制法は、新規の宅  
地造成に伴う崖崩れや土砂の流出を防止し、国民の生命及び財産の保護を図  
ることを目的として昭和36年に制定されております。

その後、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などで大規模に谷や沢を埋め  
立てた既存の宅地等において盛土全体が地すべりの的に崩落するという災害が  
発生したことから、平成18年に宅地造成等規制法が改正されたのは御承知の  
とおりでございます。そのとき、三重県議会でも故中村勝議員が質問をされ  
ております。

その思いを受けて今回質問をするわけでございますけれども、平成18年の  
法改正に合わせて、大規模盛土造成地の地すべり等の変動予測調査を国土交  
通省が47都道府県と20の政令指定都市などに対し、造成地の分布状況を調べ  
るように要請を、平成18年のときですね、されました。そして、それ以降、  
その分布状況調査はほとんど進んでいないことが判明をいたしまして、三重  
県を含めて現在まで8割近い自治体が未着手であることから、平成23年の東  
日本大震災で宮城県仙台市の大規模な滑動崩落事案を受けて、国土交通省が



再度今年の3月に大規模宅地の地形図による把握と分布状況図の公開、そして、次に、現地調査を踏まえた危険な造成地の特定を急ぐように通達がなされました。

そこでお伺いしますが、この調査には多大な財政負担と地域住民の合意形成についての調整問題もあるわけですが、三重県における調査状況についてお伺いをいたします。

そして、調査結果の公開についてですが、自治体の中では先行して調査を終えていて、その結果を公表すると住民に過度の不安を与えてしまうのではないかという慎重な検討を継続している自治体もあるようであります。今年3月の国土交通省からの再度の要請によって方針の変更に踏み切った自治体もあるようですが、今後の三重県の方針についてもお伺いをいたします。

次に、公共施設の建設時のボーリングデータのオープンデータ化についてであります。

経済産業省の地質情報の整備及び利用促進に関する検討会は、地質情報に関する新たな整備計画と利用促進策をまとめたようであります。東日本大震災以降、ボーリングデータの防災・減災への利活用がこれまでも増して望まれるようになっており、このデータは自治体や社会資本の整備、管理にかかわる機関などのそれぞれの担当部署で個別に保有され、共有化できていないことを課題としています。また、地質・地盤情報に詳しい学識者や実務家の方々は、紙媒体で保管されているボーリングデータが自治体などの保存文書の保有年限を過ぎて破棄され、貴重なデータが消滅してしまうことも懸念しておられます。

そこでお伺いしますが、先進事例としての千葉市のオープンデータ化の取組を参考に、三重県でも公共施設建設時に調査したボーリングデータのオープンデータ化に動き出してはどうかと考えるのであります。

皆さんに資料をお配りしております。パネルはこちらでございますけれども、（パネルを示す）ビジネスの情報提供として、市有建築物におけるボーリングデータの情報提供を開始したというのがこのイメージ図でございます。

これは前回の一般質問のときにも申し上げて、知事から御答弁もいただいて、千葉市長ともいろいろ研究をされるというお話を伺っておりますけれども、幸いにも三重県と県内の基礎自治体の公共事業を行った際のボーリングデータは県の外郭団体である三重県建設技術センターに集まっているようであります。このデータのオープンデータ化への御見解をお伺いいたします。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

**○県土整備部長（土井英尚）** 大規模盛土造成地の調査問題と地質のオープンデータ化について答弁させていただきます。

大規模盛土造成地の調査であります変動予測調査につきましては、三重県では現時点では実施しておりません。実施していないものの、東日本大震災によって東北から関東地方で宅地の滑動崩落被害が多数発生したということを受けまして、平成24年度に他県において既に取り組んでいる自治体、そのような取組状況の調査をさせていただいております。

その結果、議員御指摘のような変動予測調査には多額の予算が要る財政問題とともに、結果を公表することにより宅地所有者の不安を助長することや土地の価格が低下するおそれがあるというようなおそれから、地域住民の合意形成が非常に難しいというような課題が明らかになっております。

県内においては、5市町で大規模盛土造成地が存在しないということを確認しております。また、一部の造成地の調査に着手をした市がありますが、その市においてもその後調査が進まず、調査結果の公表には至っていない状況でございます。

変動予測調査とその結果の公表につきましては、今後も引き続き他県等で取り組んでいる自治体の取組手法を研究するなど、調査の効果を検証するとともに、市町との役割分担、それと、調査の進め方及び公表方法などについても具体的に市町と検討してまいりたいと考えております。

なお、南海トラフ地震などの大規模な地震が想定される中、大規模盛土造成地の対策については、議員御指摘のように、重要な課題の一つであるとは認識しておりますけれども、まずは建築物等に係る地震対策については、木

造住宅及び不特定多数が利用する大規模建築物の耐震化に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、県民への地質データの公表ですが、三重県及び県内の一部市町が公共事業で実施した際の地質データにつきましては、三重県業務委託共通仕様書に基づきまして公益財団法人三重県建設技術センターに提出するという事になっており、現在、約2800件のデータが蓄積されております。このデータについては、県及び市町から申し出があった場合に地質情報運用協定書に基づき提供を行っております。

しかし、これら地質データは個人情報が含まれているなど、公開を前提としたデータになっていないということもあわせて、県民への公表に当たっては整理すべき課題がある状況でございます。

このため、県民への地質データの公表につきましては、既に公開している自治体での活用状況や公開する情報の範囲とか、公開手続などについて、三重県建設技術センターとともに研究して、対応してまいりたいと考えております。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） 御答弁ありがとうございます。

一つ目の大規模盛土造成地の問題というのは、これは本当に悩ましい問題ですね。おっしゃることはよくわかります。ですが、今回の再度の国土交通省からの通達というのは、やはり東日本大震災のことでを受けてですよね。その前は、阪神・淡路大震災、新潟中越地震で法改正がなされていたわけですが、やはり前向きに対応していかなくてはいけないことだというふうに思っております。手法は知恵を出す必要があると思います。住民合意がとられたところからやるとか、いろんな手法があると思いますので、御尽力を賜りたいというふうに思っております。

そして、公共施設のボーリングデータの公開の件でございますけれども、これは先ほどお話がございました三重県建設技術センターの地質情報運用協定書も拝見をさせていただきましたけれども、この方針改定のときに何か条

項をつけ加えるなどの知恵が要ると思いますけれども、なるだけ、個人情報はもちろん問題になってくる可能性がありますから、そこへの対応もしっかりしていただいて、公開の方向に動いていただけたほうがいい。

それはなぜかという、これは防災・減災にも役割があるというふうに思いますけれども、あとは前回の一般質問にも申し上げましたが、このことで経済効果が生まれてくる可能性がある。建設業者、土木業者が近くでまちづくりの提案がなされるようなときに、公共施設の近くでなされるようなときにそのボーリングデータが使えるような状況になってくるということですので、これは雇用経済部も担当してくることになるとと思いますが、御尽力を賜りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、日本最大規模と言われる産業廃棄物特別措置法の対象事案、四日市大矢知・平津事案についてお伺いをいたします。

平成16年、野呂県政によって策定された県民しあわせプランの不法投棄のない安全な循環型社会実現プログラムによって本格的な調査が開始されてから今年で10年目となりました。

この事案については、四日市市の中核市への移行問題をにらんだものであり、後追い行政による環境行政の失敗という教訓としての四日市公害を経験していながらも、その経験を産業廃棄物行政に生かせなかったことに対し、多くの県民が憤りを感じていたことと思います。

その後、リスクコミュニケーション手法という丁寧な住民との協議を重ねて、産廃特措法の国への延長要望が実現をして、環境省において適正化に向けた事業実施計画案に対する原状回復特定事業に関する調査会も行われまして、環境大臣同意も得ることとなりました。ひとえに地域住民、学識経験者、行政、関係機関など、その他多くの方々による不断の取組の成果であり、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

この日本最大規模とも言われた産業廃棄物の不法投棄問題は、知事2代にわたって解決への道が歩まれてきている事案でございまして、平成24年9月11日、鈴木県政において行政代執行の宣言がなされて以降、廃棄物の飛散流

出防止や雨水などの適切な排除のための対策工事が始められております。

そこでお伺いしますが、環境大臣の同意スケジュールは平成34年まで予定されていますが、各段階の工期はどのように計画されており、その進捗状況、さらに、跡地利用に向けた取組について御説明を願いたいと思います。

〔渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（渡辺将隆） それでは、四日市市の大矢知・平津事案につきまして御答弁申し上げます。

先ほど御紹介もございましたが、この事案につきましては、産廃特措法に基づきまして実施計画を取りまとめ、昨年、平成25年4月9日に環境大臣の同意を得て、恒久的な対策に着手したところでございます。

当該事案におきましては、露出した廃棄物が風雨等により飛散、流出するおそれがあることや、有害物質を含んだ浸出水が周辺へしみ出すおそれがあるということから、対策区域の覆土、調整池の設置などの雨水排水対策及びしみ出し抑止対策などが必要でございます。

これらの対策工事は、まず、調整池の設置、次に覆土、しみ出し抑止対策の順で、平成32年度末までに実施し、その後、対策の効果を確認するためのモニタリングを行い、平成34年度末までに完了する予定でございます。

具体的には、昨年度、処分場入り口側の調整池や進入道路の設置工事に着手いたしました。また、本年度は、これらの工事と並行しまして、処分場東側、これは議員には中溜池側と申し上げたほうがわかりやすいかと思いますが、この調整池等の設置工事を行うための用地測量や境界の確定の作業を進めているということでございます。

県といたしましては、対策工事を確実に進めるため、引き続き、地元代表者、学識経験者、四日市市、県で構成します4者協議を適宜開催し、建設的で双方向のリスクコミュニケーションを通じまして、地域の暮らしの安全・安心を確保していきたいと考えております。

また、支障除去対策後の跡地の利活用につきましては、検討を進めるための基礎調査といたしまして、昨年度に国の補助を受けて国内の先進事例調査

や地盤特性の把握のための現地調査を実施しました。さらに、地域住民の方に参加していただき、ワークショップを開催しまして、跡地活用について、一つは安全の確保、憩いの場、学習の場、雇用創出、地域活性化といったような五つの機能の面から意見をお聞きしたところでございます。引き続き、4者協議の場で検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） 御答弁ありがとうございました。

この大矢知・平津事案の負の遺産をどう正の遺産に変えるのかというのがこれから4者協議でもテーマになってくるんだというふうに考えております。いよいよ代執行でスタートをしたわけでございますけれども、今、地元は1日、トラックが80台ぐらい入ってきてもらっていますよね。地元の方々はそれを眺めながら、いよいよ適切化に向けて動き出したんだなというふうに思っておられると思いますし、今年度中に今の代執行の工事と出戻りがないような、いかに跡地利用をしていくのかという考え方がまとまったらいいなというふうに僕は思っております。そのときにはぜひ鈴木知事にもう一度現場に来ていただいて、現地の方々と交流を持っていただければなというふうに思っているんです。これは四日市公害のときもそうでしたけれども、いかに地域住民と行政の信頼関係を築き続けるかということでございまして、ぜひともよろしく願い申し上げたいと思います。

次です。四日市北警察署の新築移転についてであります。

現在、四日市市北部の国道1号沿いに位置する四日市北警察署は昭和46年度建設で、築43年が経過をし、老朽化と警察署員1人当たりの面積が県内で最も狭いということもあって、移転建てかえが行われることとなりました。

今回の新築移転については、平成22年に予算決算総括質疑でも申し上げましたけれども、その必要性は、会議室も少なく、狭く、駐車場が特に狭いので、地域の自治組織、企業、商店街、学校、ボランティアなどとの協力関係を築きたいという思いがあるのだけれども、会議を開くにもハード整備が整

わない中で大変苦勞されていると思っております。警察法に規定されている地域住民の意見を生かすために組織された警察署協議会の会議でさえ、狭い署長室に20名近い方々で行うこともあったようでございます。

そこでまずお伺いいたしますが、四日市北警察署の移転予定地の選定理由、移転完了までのスケジュールについてお伺いをしておきたいと思います。

そして、次に、警察法及び県条例によって県内18警察署に設置されている警察署協議会のあるべき姿についてであります。

警察署協議会は、平成12年11月に成立した改正警察法に盛り込まれたもので、全国警察署の全てに設置することが求められ、各警察署の運営に民意を反映させるための組織であります。

当時の警察刷新会議の提言は、相次ぐ警察不祥事に対して、県民の信頼を取り戻すための提言でありましたが、当時も2度の公聴会で語られていた住民の意見を警察行政にという声は現在も大きく、警察刷新会議の提言とその立法の精神に立ち返るときであるとも考えております。

地域社会における個人間や団体間の信頼関係は、地域社会にとって大切な社会関係資本、ソーシャルキャピタルであり、それに基づく協働によって地域社会の安全性は相乗的に高まると言われております。

そこでお伺いしますが、認知症による行方不明者が全国で1万人を超え、ストーカー被害や振り込め詐欺、特に昨年8月に三重郡朝日町で発生した女子中学生殺害事件を受けて、三重県警は地域住民との連携を今以上に強化する必要があると考えますが、御所見をお伺いします。

〔高須一弘警察本部長登壇〕

○警察本部長（高須一弘） お答え申し上げます。

警察署であります。地域における警察運営の基本単位として、地域住民の生活に密着した警察事務の執行及び安全・安心に係る警察活動を行う上で最も重要な役割を担っております。

四日市北警察署につきましては、議員御指摘のとおり、老朽化、狭隘化が著しい上、平成24年8月に内閣府が公表した津波浸水予測及び本年3月、県

が公表した三重県地震被害想定調査のいずれにおきましても津波浸水域にありますことから、災害警備活動の拠点としての立地や機能を考慮したほか、地理的な利便性や事件、事故の発生状況等を総合的に検討し、地域における御意見等を踏まえつつ、津波浸水域外となります四日市市大字羽津地内の幹線道路沿いに移転、整備することとして現在取り組んでおります。

進捗状況ではありますが、昨年度、移転予定地の用地測量や土地鑑定等を行いまして、その結果に基づき現在用地取得を行っているところであります。

今後のスケジュールは、今年度中に造成設計、建築基本設計を行い、来年度の平成27年度以降につきましては、関係部局と協議した上、来年度、平成27年度に建築実施設計、造成工事等、平成28年度以降、庁舎建設工事等を予定しており、29年度末の完成をめどに考えております。

次に、県警察と地域住民との連携強化についてです。

これも議員御指摘のとおり、犯罪の抑止と徹底検挙を図るためには、地域住民との連携強化をこれまで以上に図っていくことが極めて重要であると認識しておりまして、県警察として、まさに警察法第53条の2の警察署協議会を通じた地域住民との連携の強化に努めてきているところであります。

加えまして、本年、平成26年の県警察の執務の基本方針として、県民とともに築く安全で安心な三重の実現を掲げ、防犯ボランティア団体等との連携強化を通じ、犯罪被害から子どもを守る取組を促進するチャイルドガーディアンみえ推進事業の展開をはじめとして、自主防犯活動に対する支援等、地域住民と連携、協働した取組の推進を図ってございます。

今後とも、安全で安心な地域社会を実現するため、県警察を挙げて地域住民との連携を一層強化してまいる所存でございますので、よろしく願い申し上げます。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） 御答弁ありがとうございます。

新築移設については、津波被害を考えて今のところは浸水地になるということで、富田山城線沿いで市内大矢知大字羽津地区内ということでござい



した。羽津連合自治会というところがございまして、富田連合自治会、そして、大矢知連合自治会というその地域の境あたりになってくるんだと思っております。連合自治会の会議でも話題にも上っておりますし、これは県警本部の方、本当に御尽力をいただいて、土地買収に今年の4億数千万円の予算で入っていただいたときに、地域住民の方、地主さんを中心にすばらしい対応をしていただいたと。もうこの時点でほとんど土地買収は終わっているというふうにお伺いしておりますけれども、今までの地域の方々とのつながりというのをこのまま持っていただけならばというふうに思っているんです。建設工事がこれから始まってきて、平成29年度末までまた工事車両が入ったりして、地域の方々に御迷惑をかけることがあるかも知りません。したがって、先ほど申し上げた地域連携のお話ですが、今の状況をしっかりキープしていただいて、予定どおり新規移設というふうな運びになっていただきますことを心から願ひまして、再質問は本部長にはいたしませんので、これで質問を終わらせていただきたいと思いますと思っております。どうもありがとうございます。（拍手）

○副議長（奥野英介） 50番 西場信行議員。

〔50番 西場信行議員登壇・拍手〕

○50番（西場信行） こんにちは。西場信行でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

南海トラフ地震津波避難対策、動物愛護管理センター、医療機関におけるトラブルへの対応、大杉谷地域観光振興取組であります。

生きるために備える、生きるために逃げると、こういう言葉を使っていたら、地震・津波対策の推進を県政の最重点施策に、鈴木三重県政1丁目1番地のところに位置づけてもらったということでもあります。

平成7年に阪神・淡路大震災、平成23年に東日本大震災、こういうことが起こりまして、三重県においては、昭和34年に伊勢湾台風、そして、平成16年には宮川豪雨災害、平成23年には紀伊半島大水害、一言には語れない甚大な深刻な被害が続きまして、災害が次から次へと本県を襲っております。

先日、地元の多気町で水防の防災訓練がありまして、開会式で地元の多気町議長が挨拶の中で言われた言葉が記憶から離れないんですが、それは災害は忘れずにやってくると、こういうことですね。災害は忘れずにやってくる。心していきたいと思います。

三重県は、この3月18日に南海トラフ地震被害想定というのを発表されました。平成24年に国が公表されておるものを県として改めて調査したわけですが、死者数は5万3000人、国想定より約1万人多いと。浸水面積が2万8000ヘクタール、国の2倍と、こういうことで、この想定をもとにして新地震・津波対策行動計画が策定され、東日本大震災の後の減災対策を進めると、こういうことであります。

私の住む地元、明和町や松阪市においても被害想定は相当深刻でございまして、最悪ケースですが、松阪市で3600人、明和町で1000人の死亡者数、實際上、避難行動がとれなくなる30センチの津波浸水が地震発生後わずか10分で起きる地域が生じると、こういうマップが出てまいりました。

最近、この3月になってから、私の地元の沿岸に住まれる下御糸地区の70歳代の男性が真剣な顔つきで私の自宅へ来られて、津波対策について要請をしていただきました。そのときに要請文としていただいたんですが、その一部を紹介すると、そのSさんの少年時代ですが、被災体験で昭和28年の台風13号でございますが、下御糸地区の堤防が決壊して、集落に水が浸水してきたと。住居における牛や馬を連れて、腰まで水につかりながら少し高台にあるお寺に逃げ込んだ。そのつらい経験を踏まえて60年を経た今、その体験を何とか後世の子や孫のために生かしたいと。こういうことで、安全に逃げられる高台の避難地の設置を切に願っておられるところであります。

このたびの南海トラフ特別措置法に伴う特別強化地域指定がなされて、本県は桑名市、木曽岬町を除く沿岸全市町が対象になりました。この桑名市、木曽岬町を除くというのは大問題でして、これを追加指定していくことの努力を今後また傾注していかなばならんと、こう思います。今日の質問はそれとは少し離れまして、この指定された強化地域指定においては、避難路、

避難所施設整備について、国補助率のかさ上げが2分の1から3分の2になったものですから、今後、指定市町においては今まで以上に高台等避難対策が加速化されて進むと予想されます。

伊勢市や紀宝町等で避難タワー建設が進んでおりますし、津市の香良洲では、河川しゅんせつ土を活用した避難マウンドと呼ばれる高台造成、命山づくりが注目を集めております。明和町においてはMyまっぷランを使った住民の意向調査、意見集約が進みまして、今後、避難路、避難タワーなどの推進計画、そして、事業計画作成がなされていくと。恐らく県内の市町に同様の動きが出てくると思います。

そこで、こういう状況下で今後特に県にお願いしたいことは、この県政の最重要課題と言われております津波対策について、国と市町の間立つ中間行政体と言われるこの県が何をなすべきか、どういう役割を果たすべきかという点について明確にさせていただいて、市町の動きに合わせて県の支援をしっかりとやっていただきたい。このことについてお伺いをいたしたいと思いますが、この際、もう1点お伺いをいたしておきたいと思います。

一番メインとなってまいります避難所の建設であります。鉄骨、あるいは鉄筋コンクリートなどのタワーにしていくのか、あるいは土盛りの高台、避難マウンドにしていくのか、そして、命山にするかという選択は大変悩ましい問題だと思えます。命山の場合は、河川しゅんせつ土など建設排出土などの有効利用ができると、こういう利点があると思うんですが、やっぱり土地取得、あるいは土砂の運搬費用の問題、建設コスト、期限、期間など、かなり高いハードルも予想されます。

しかしながら、その施設の目的が津波避難でありますから、100年から200年のスパンで巨大津波の確率があると、こういうようにすれば、50年ないし60年の耐用年数の避難タワーがどうかという議論といたしますか、検討が重要になってくるかなと。

それぞれにメリット、デメリットがありますから、最終的には地元意向を尊重していくということになるのかなと結論は思われますが、長期間にわた

る地域の安全にかかわる問題であり、今後の県土づくりと申しますか、海岸の風景、ありようもそれによって随分変わってくると、こういうふうに思うんです。

そこで、このことについて県が主体的、率先的に検討を行い、的確な情報提供、専門的知見を駆使したそういう情報を関係地域に行っていくということが大変重要だと、こういうことを思いますので、このこともあわせてお伺いをいたしたいと思います。これが第1点です。お願いします。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 西場議員のほうから、南海トラフ地震津波避難対策について、強化地域指定された市町への国と市町の間立つ県の支援、具体的にはタワーとかマウンドの整備についての支援等々についてもということで御質問をいただいておりますので、答弁させていただきます。

御紹介がありましたけど、本年3月に本県の川越町より南の沿岸部に位置する16の市町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく津波避難対策特別強化地域に指定されたわけでございます。これについては、これも御紹介がありましたが、国の補助制度を受けて施設等々を整備する場合には補助率のかさ上げということで、2分の1から3分の2への特例措置が受けられるということになっております。

この措置を受けるためには、市町においてまず津波避難対策の基本計画を示します推進計画を策定するとともに、具体的な施設整備計画、これを明らかにした津波避難対策緊急事業計画というのを策定していただく必要がございます。それを国に提出するわけですけれども、その際には県としても事業計画に対する意見を添えるということになっております。

三重県の場合は、東日本大震災の発生以来、先ほども生きるために備える、生きるために逃げるとおっしゃっていただきましたけれども、緊急地震対策行動計画にそれをキャッチフレーズにうたいながら、それをつくり、また、新地震・津波対策行動計画を策定してきましたけれども、この中で緊急かつ集中的に取り組む対策としまして特に津波避難対策には力を入れてまいった

ところでございます。

平成24年度からは、まず、個人の津波避難計画をつくっていただくということで、Myまっぷランと称して作成をし、それを地域全体の津波避難計画へとつなげていただくという取組を、熊野市を皮切りにして、沿岸部の各市町や各地域へと展開をしております。昨年度からは、熊野市のほかに新たに明和町とか、津市、南伊勢町などでも取組が始まって、市町独自の方法も含めると既に九つの沿岸部の市町で取組の輪が広がっております。

これら市町のうち、例えば明和町におきましては、昨年度、大淀、下御糸の2地区においてモデル地区を選定して、その後、ワークショップ、あるいは避難訓練などを行いながらMyまっぷランの作成を進めてきておりまして、この取組は現在も続いております。

県としては、そのワークショップや避難訓練に参画しながら、その取組を技術的、財政的に支援しているところでございますけれども、県としましては、この市町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく今申し上げた具体的な事業計画を策定する場合に、先ほど、それには意見を添えるんだと申しましたけれども、このMyまっぷランの取組、この考え方が当然基礎になると考えております。要は住民の方個人個人が意識を高く持っていただいて行動に移していただくと、そういう考え方が大事で、それをもとにタワー、マウンドとかも建設されるというふうに考えておりますので、そうした考え方をもとにそうした観点から事業計画の作成を支援するとともに、意見としても述べていきたいというふう考えておるわけでございます。

タワー、マウンド、どちらをどうするかというのは大変難しい問題ですけれども、避難の鉄則はできるだけ遠くに、できるだけ高くにというのが鉄則ですけれども、明和町のように広く低地が広がっている場合には、津波の到達時間までに遠く高くといってもなかなか容易ではありませんから、こうした地域においては、津波から命を守るためにタワーとかマウンドという発想、新たな施設整備、これも必要になってきようかと思えます。

そうしたことにつきましては、昨年3月に、私ども、Myまっぷランを

そこでも書き込んだんですけれども、津波避難に関する三重県モデル事業実施報告書というのを公表しておりまして、その中でもその旨は述べさせていただいております。その中では車も使うということも書いておりますけれども、そうした新しい施設整備を検討するに当たっては、もちろん施設のメリット、デメリット、これを総合的に勘案する必要がありますけれども、そのためには住民の方々の意見を総合的にいろいろ聞きながら、合意形成を図っていく必要があろうかと考えております。

それに当たりまして、先ほど来申しておりますMyまっぷランの取組でもってワークショップ等を行っていただいて、その中には県としても積極的に参画していきたいと思っております。その中では、例えば静岡県袋井市では平成の命山というのをつくっておられますし、静岡県吉田町の歩道橋を兼ねた津波避難施設というのもございます。あるいは、県内にも津波避難タワーがございますけれども、高知県黒潮町にも有名なものがございます。といった全国の事例なども紹介しながら、また、技術的な部分は県土整備部の協力もいただきながら、いろいろと支援しながら、市町の住民の意見がうまく集約されるように総合的にバックアップしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○50番（西場信行） 答弁ありがとうございました。

地元地域の合意形成、これは大事ですけど、あわせて、県のリーダーシップというものをお願いしたいと、こういうふうに思います。特に、これから集中する強化地域指定のいろんな対応について、恐らく全国の動きですから、これから内閣府なり、国土交通省なりというところに対する予算の拡充、それから、制度の拡充、これを県内の実情をよく把握して、そして、国へその要請をしっかりとやると、こういうところについて県の役割があるのかなと、こう思いますので、そこは要望にして、この項目は終わりたいと思います。

次に、2番目の動物愛護管理センターですね。午前中、小林議員が私と服

部議員が一生懸命やってきたのに西場が割り込むというようなお話がありまして、大変恐縮いたしておりますけれども、私も両議員ほどではないんですが、少なからず関心を持っておりますのでひとつお許しをいただいて、このことを少し質問させていただきたいと。遠慮がちに質問いたしたいと思いません。

人と動物が安全、快適に共生できる社会を目指して、平成24年9月に動物愛護管理法の改正が行われた。三重県で平成25年に基本指針が定められて、26年3月には第2次三重県動物愛護管理推進計画の策定が行われたと、こういうことであります。

平成17年に動物愛護管理法が改正されたとき、人とペットが共生できるよう法整備が図られて、この後、全国では県民、市民の要望を受けて各都道府県では動物愛護管理センターの設立と建設が進んだんです。かなり進んできております。しかし、本県においては、いまだ38年前に建築した古いタイプのセンターでありまして、これを現在の法が示す、あるいは時代が求める動物愛護などの普及を推進するためのセンター、ハードの整備が求められておると、こういうことは言うまでもないんです。

平成23年12月、県議会第3回定例会におきましては、このセンターの建設を求める請願を全会一致で採択させていただいて、議会の意思を県のほうに表明させてもらっておるところでもあります。また、昨年は、一般市民、県民による動物愛護センターの必要性を求める署名活動が展開されまして、動物愛護センター設立を望む会による1万4000人の署名が集まり、知事宛てに提出をされておるところでもあります。

平成26年度、県の当初予算におきましては、県動物愛護管理検討調査委託費という名目で100万円計上されておりますが、センターの機能充実について具体的検討を行うと、こういうように聞いておるんです。

そこで、今後の動物愛護管理センターのあり方や施設整備の方針について伺いますので、よろしく願いをいたします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 動物愛護管理センターの整備についての御質問でございますが、三重県動物愛護管理センターは、議員御指摘のとおり、老朽化が進んでいることや施設自体が狭いことから、動物を一定期間飼育することができず、犬や猫の譲渡を推進していくために必要な機能が十分とは言えない現状でございます。また、災害時に被災したペットの救護や負傷動物の治療等といった新たなニーズにも応えていく必要がございます。

このため、平成26年3月に策定いたしました第2次三重県動物愛護管理推進計画におきまして、動物愛護管理センターの機能の充実等について具体的な検討を行うこととしております。今年度から動物愛護管理の普及啓発、犬、猫の殺処分数の減少、災害時対応及び県民との協創に必要な機能や動物愛護管理の取組体制につきまして検討しているところでございます。

その一環としまして、検討調査費によりまして犬、猫の譲渡率の向上や災害時のペットの救護活動に必要な動物愛護管理センターの機能と施設や設備、ランニングコスト等の調査を行う予定としております。

こうした調査や検討の結果を踏まえまして、動物愛護管理の推進に必要な組織体制や動物愛護管理センターの機能の充実等についての具体的な方針を早期に決定し、計画的な整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○50番（西場信行） 機能の充実を求めながら整備に取り組むと言っていたんですか、今、回答は。ちょっと確認したいんですが。

○健康福祉部長（北岡寛之） 先ほど申しあげましたように、現在検討しております、検討調査費という費用もつけていただきましたので、それに基づきまして具体的な方針を早期に決定して、計画的な整備に取り組んでいきたいと考えております。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○50番（西場信行） ありがとうございます。

施設の計画的な整備に取り組むという理解をさせていただきました。前向



きな答弁だと理解して、私の期待以上の答弁かなと、こういうふうに評価させていただきたいと思いますが、ぜひともいろいろ検討の必要のある項目がたくさんあるかなと、こう思いますが、具体的にどういう建設にしていくのか、あるいはその施設の運営をしていくのかということについては様々な意見の調整がまだ要るんだろうと、こう思っております。重要なパートナーであります獣医師会とか、あるいは動物愛護団体とか、そういう方との連携なり意見交換も十分やってもらいながら進めていっていただきたいと、こういうふうに思いますし、従来型の処分、管理というところもなくせないわけですけれども、時代の要求する動物との共生、あるいは愛護の面というものも重要です。このセンターは二つのそういう機能面をあわせ持つておるものですから、そこをどのように発揮するかというのが非常に重要な問題になってきようかなと、こういうふうに思うんですね。

私は、個人的には、そういう面ではそれぞれを分離して、別棟、分棟で建築していくというようなことも一つの方法ではないかなと、こんなことを考えておまして、今後の検討の中でよろしく御検討いただきたいと。これは要望して、終わります。

続きまして、3番目の医療機関におけるトラブルへの対応ということでございます。

県内の病院、診療所など、医療現場には多くの問題、課題が存在するわけですが、その地域医療機関が抱える課題の一つが医療事故に対する対応であります。診療行為にかかわる死亡事故は全国で年間1300から2000件起きておると、推計されているということを聞かせてもらいました。患者側にとってなぜ死ななければならなかったのかという思いが消えず、医療側への疑念というものは高まる。また、一方、病院側も手を尽くしたのに刑事責任を問われるということになれば、難しい治療に挑む医師たちを萎縮させることになる。かなり難しい問題だと思います。

厚生労働省では、このような医療事故の原因解明と再発防止を目指して医療事故調査制度の概要をまとめた。そこで、改正医療法案として今国会で審

議が進んでおりまして、成立すれば来年秋ごろには国において医療事故調査制度がスタートするという見通しであります。

遺族への説明とともに、第三者機関への届出と院内での調査義務づけ、そして、その報告などの内容でありまして、今後、患者側のなぜという思いに応えるとともに、医療への信頼を高める制度にしていただきたいと思います。いずれにいたしましても、今回、国として大きく一歩踏み込んだ点は評価をしていきたいと思っております。

また、一方で、本県において院内暴力に関するアンケート調査の報告というのがありました。（現物を示す）こういう院内暴力に関するアンケート調査結果ですね。平成26年3月に出ておりますが、医療機関の院内暴力や実態、それが職場環境へどのように影響するかということを把握するための調査であると聞いております。県内103の全病院を対象に実施しまして、75施設から回答があった。院内暴力、暴言などの実態の一端が明らかになってきたわけでありまして。

その結果、約5割の病院が患者などの関係者から過去1年間に受けた院内暴力や暴言は433件であります。そのうち、身体的暴力192件、精神的暴力81件、セクハラ109件、その他などとなっております。また、暴力などによりけがをした職員は看護師が87.5%と大きな割合を占め、今後の看護師確保取組にもかかわる重要な課題でもあると言えます。

今日は、病院クレーマーやモンスターペイシェントなどの呼称が一般にも定着してきておることからもうかがえますように、日常的に医療現場で様々な迷惑行為、過剰な不当要求、暴力、暴言などが起こっていると推察され、県内における患者側と病院側との問題、トラブルが表面化はしにくい、かなり深刻な状況にあると、このように思われます。

このような病院問題の実情を重要視した岡山県におきましては、医療機関と弁護士会が現状を打開するため協力をして、医療ADR機関の設置検討を開始したと。ADRとは、裁判外紛争処理解決機関というものなのですが、医療側と患者側との間で生じた医療トラブルについて、双方の話し

合いによる納得のいく解決を図るための中立機関として、平成21年9月に医療仲裁センター岡山を設立したと聞かせてもらいました。全国では、東京、愛知、大阪、岡山、広島、愛媛、福岡、札幌、仙台などで医療ADRの設置が行われておると聞いております。

私自身も最近、地元多気町の知人から、親戚の方が入院治療の直後に死亡され、その原因などについて病院側の説明を聞くのだけど、納得ができないと。さらなる善処を求める切実な相談や話を聞かせてもらっておるところでもあります。

本県においても、医療事故を疑う患者側の相談体制は十分とは言えない現状であります。また、医療機関における院内暴力など、問題事件も少なからず起こっておるようであります。

そこで、今後、県内における医療側と患者側とのトラブルや問題解決を目指す対策を積極的に講じていくべきだと、このように考えて、以下3点について伺っておきたいと思えます。

一つ目は、国の医療事故調査制度の動向を踏まえて、県としての今後の取組をどのように進めていくのか。

二つ目として、紹介した岡山県の事例のごとく、三重県版の医療トラブル解決仲裁センターとも呼ぶべき医療ADRの設立に向けての県の考え方や方針を伺いたいと思えます。

三つ目は、現在、現状として県庁健康福祉部内に医療安全支援センターが設置されておまして、平日電話相談に応じておると聞いておりますが、広い県下全域の多種多様な医療トラブルなどの相談を受けとめて対応していくには、この事業や体制のさらなる拡充をしていくべきではないかと、こんな思いで質問いたしますので、お答えをよろしく願いいたします。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 医療機関におけますトラブルへの対応についてお答え申し上げます。

安全・安心な医療を提供していくためには、御指摘のございました医療事

故や院内暴力、こういったトラブルを未然に防止することはもとより、実際に起きた場合の適切な対応をするための体制の整備は重要だと考えております。

今、議員のほうから三つほど御指摘がございました。一つずつ申し上げます。

まず最初に、医療事故調査・支援センターでございますけれども、現在、今国会で医療法改正法案の1項目として審議されているところでございますけれども、御指摘のとおり、このセンターは、遺族もしくは医療機関側からの依頼によりまして、第三者的な立場で死因の究明を調査していくと。それを受けて、医療機関側としても再発防止の対策を図っていくということから、非常に中長期的に医療安全の確保に資するものと考えているところでございまして、県としまして、この改正医療法案が成立しましたら、この制度の周知、活用を県民及び県内の医療機関に対して働きかけていきたいなというふうに思っているところでございます。

また、具体的な制度の運用については、国から追って通知等があると思っておりますけれども、それを踏まえまして、県としても支援、協力していきたいなと考えております。

二つ目でございますけれども、医療版のADRについてのお話がございました。現時点では、行政機関としてこの医療版のADRを設置している例はないのではないかなと承知しておりますが、このADRにつきましては、一般の訴訟に比べまして、紛争解決までの時間を短縮できるといったメリットがございます。ただ、一方で、医療提供側にとりましては、医療上の、医療面での十分な議論がなされないままに金銭的な解決に至るおそれがあるとか、患者側と良好な関係を取り戻すことが難しい、そういった課題も指摘されているところでございます。

こういった状況を踏まえながら、県としましては、医療の安全・安心の確保のためには、まずは患者側と医療機関側との信頼関係に基づいて良好な関係づくりをするといったところが極めて重要であると考えておりまして、当

面はADRの導入というよりは、現在国が進めようとしています医療事故調査・支援センター、先ほども申し上げました取組を県としても後押ししていきたいと思っておりますし、それから、例えばでございますけれども、医療事故や院内暴力、そういったことをテーマに扱いました研修会を県内で開催いたしまして、医療機関に適切な対応を促していきたいなと考えているところでございます。

それから、最後に、医療安全支援センター、すなわち相談窓口についてのお尋ねがございました。これにつきましては、平成15年度から専任の相談員2名という体制をとらせていただいているところでございますけれども、いずれの方々も看護資格を持っておりまして、それぞれに県内の大手の病院で看護師長のクラスまでなられた方々でございまして、長年の医療機関での実務経験を生かしながら対応していると。また、対応し切れない、そういった場合には、局内に、医療対策局内でございますけれども、医師の資格を持った者、歯科医師の資格を持った者、そういった職員もおりますし、場合によっては外部の関係機関や団体とも協力、連携しながら対応をさせていただいているところでございまして、このため、現時点では直ちに体制の拡充までは要さないのかなというふうには考えておりますけれども、今後の相談対応の状況であるとか、もしくは相談件数の増減の状況、そういったものを踏まえながら、必要に応じて体制のあり方について見直してまいりたいと考えております。

いずれにしても、県としましては、安全・安心な医療の確保のためには、患者及びその家族等と医療機関との信頼関係の構築、これが重要でございますので、そういうのを念頭に置きながら県内関係者とも連携を図り、これらの取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○50番（西場信行） お答えいただきましたが、県内の実情把握には私は実態と少しギャップがあるように思えてなりません。もう少し切実感を持って実情

を調査して、それに対する対応を急いでいただく必要があるのではないかと、こういうように思います。その認識がそういう程度であれば、いっそう現況調査なりをしていただく。現在の医療安全支援センターに対する支援にしても、また、医療事故の実態にしても、表面に出ないところでたくさんの方が苦しんでみえるところをもっと理解していただかないと、国の制度待ちというようなところで終わってしまうと思うんです。さらなる努力をお願いしていきたいと思いますが、その点につきましても一度対応することはできないか、お答えをいただきたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 県内の現状につきまして、今答弁では申し上げませんでしたけれども、県内関係者とも一つは医療事故や院内暴力をテーマとしまして議論を今後していきながら、そういった実態把握も進めてまいりたいと思いますし、また、その把握した結果等をもとに、今申し上げた取組のほかにも何かあるのか、模索していきたいと考えております。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○50番（西場信行） ちょっと今の答弁の声が聞こえにくいんですよ。もう少し調整をすとか、声を大きくしてもらおうかしていただきたいと思います。同じような意味でもありますけれども、ADRに対する捉え方もいまい少し、今私は岡山県の事例を出しましたけれども、お隣の愛知県にしる、非常に精力的にやっておる県があります。いろんなタイプがあります。厚生労働省でも連絡会議を持って、これに当たっておる機関もあると聞いております。でありますから、国、あるいは先行しておる県の事例をよく調査して、三重県としてそれを取り入れていただけないかということ而努力していただきたいと思いますが、これについてもお答えをいただきたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） この医療版ADRにつきましては、かなり国のほうでも相当な議論、長年にわたる議論を重ねて、今回ようやく改正医療法案の中では、今申し上げました医療事故調査・支援センターの設置というところへこぎつけたという状況でございます。

そういった状況も踏まえながら、国で今後どう取り組んでいくか。また、

先行事例も今後勉強させていただきながら、三重県としての導入が是非か検討してまいりたいと考えております。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○50番（西場信行） この課題は引き続き今後も議論させていただきたいと思いますが、今日のところはこれで終わらせてもらいます。

それでは、4点目の大杉谷地域観光振興の取組というところに入ります。

平成25年、昨年の6月に本会議で一般質問をいたしましたことにも関連するわけですが、そのときは宮川ダム建設に伴い、水没する集落、大杉村住民と県が約束した地域振興等を記載した大杉谷特別対策要綱の対応について質問をいたしました。

そうしたところ、地域連携部長は答弁の中で、特別対策要綱の観光施設等の地域振興策については、県企業庁長と宮川村長との協定書により観光管理については既に終了していると認識していると述べられました。観光管理は終了というのはどういう意味か理解できない。聞き方によっては、県が大杉地域の観光振興に関与しないとも受け取れるが、もしそうであるなら、それは暴言に近い。

この答弁を聞いた水没地域出身の住民の方々の心情は穏やかでいられるはずはないですよ。特別対策要綱は宮川総合開発事業の宮川ダム建設に伴って県が水没住民と交わした約束事で、半世紀の時代を経ておりますので、一定の変更は、時代の変化といいますか、一定の変更があってもやむを得ないと思いますが、当初の大杉峡谷の観光をもって地域振興を図るという基本目標、観光振興対策までも抹消してしまうということはありませんし、その後、県当局と村役場だけで要綱の基本的内容の変更を関係住民抜きで取り決めたということも理解しがたい。この観光管理は終了との部長答弁はどういう意味なんですかね。

ちなみに、私がこの発言に関係するような公的文書で理解しておるのは、昭和52年に交わされた知事と村長の協定と同日付で村長が土木部長に提出した確認書だと思われるんですが、その内容は、その当時の民芸館施設整備へ

の県の財政支出をもって特別対策要綱の観光施設関係は全て解決したことの確認であります。あくまでも施設整備項目についてのみであります。その特別対策要綱に書かれた施設整備のみでありますよ。しかも、その文書の末尾には、宮川振興対策の一環として、引き続き大台ヶ原、大杉谷峡谷の観光事業を推進していくことに村長からは引き続き県の格別の支援、配慮を要望されて、その確認書は終わっておるんですよ。このような紙一枚の協定文書によって観光管理は終了と、こういうことが言い切れるのか。できないと思う。してはいけないと思いますね。

宮川総合開発計画がスタートして、宮川ダムが建設され、発電と治水とかんがい用水事業と、それとともに観光振興の4本柱で今日まで事業の進行がなされてきたわけでございます。その中で、発電、治水、かんがいというのはどうしても中下流の話だ。地元が一番水没する地域中心に地元が期待したのは観光振興なんです。そして、その一番期待した観光振興は現在大きな成果を得られず、大変厳しい状況下にあります。だといって、この観光取組をやめるといふことにはならない。むしろ、これからは最も責任ある立場で、県はもちろんですよ、町も地元関係者も協力してこれに取り組んでいかねばならんと、こういうことじゃないですか。

それであるがゆえに、この半世紀をかけて関係者が努力し、検討、議論をしてきたんです。特別対策要綱の地域振興、観光振興について議論をしてきたんです、この半世紀を。それを部長はばつさりと切り捨てたんですよ。そうとも受けとめられかねない。この県議会での地域連携部長の発言は問題であります。

私個人的には部長の人柄を知っていますから、この部長がこういうことを私が言うたような意味で本意で言っておらないと私は信じたいが、信じたいがゆえに今日はここでいま一度この場で部長に聞いて、その真意を伺っておきたい。この重要な問題に県としてどう向き合っていくのか、もう一度わかりやすく、丁寧に、言い直しや修正も含めて答えてください。時間がありそうでないので、本当はこれをやってから次へ進みたいんだけど、全部



行っちゃいますよ。

次は、大杉谷の今の流れですが、観光振興の話ですが、この大杉谷地域の観光振興の取組は、県にとって、先ほども申し上げましたが、特殊な事情を持っておるんですね。戦後の県政の大きなプロジェクトであります宮川総合開発計画とその一環であるメーンの施設である宮川ダム設置、この目的に大杉谷溪谷の観光振興が掲げられておりまして、発電、治水、かんがい用水とともに観光が主目的に明記されておるわけであります。

さて、そこで、これを用意しましたので見てくださいよ。（パネルを示す）これは宮川ダムです。向こうに見える建物は宮川ダム管理事務所、ダムのすぐ堰堤の近くにこの看板がある。宮川ダムの概要と書いてあるんですね。これ、ちょっと小さいですから、これだと字が読めないからこれを持ってきたんです。

（パネルを示す）これはちょっとわかりづらいですが、これは宮川ダムの概要の沿革が書いてあって、これが沿革ですね。これが宮川ダムの目的、ここに書いてあるのは、洪水調節、その次に書いてあるのが発電、不特定かんがい用水の供給（農業用水）、それから、発電、そして、観光だ。宮川ダムに観光なんですよ。これが宮川総合開発計画の宮川ダムの四つの目的です。

大杉谷峡谷は、富山県の黒部峡谷、新潟県の清津峡谷とともに、日本三大峡谷と呼ばれております。奈良県の大台ヶ原から大杉谷登山口までの全長14.1キロ、高低差1415メートルの大杉谷登山道は、かつて近鉄株式会社が開設しました。近鉄株式会社が開設し、管理してきた登山道であります。それを三重県がこのダムをつくり、宮川総合開発計画を契機にして観光振興を進めるために三重県が近鉄の登山道を引き受けて、三重県が管理運営することになったんです。現在、三重県が予算を置いて、大杉谷登山センターに委託してこれをやっております。

大杉谷登山道は平成16年の豪雨災害で通行不能となり、以来約10年間、復旧工事に努めてきた結果、このたびようやく全線開通となり、本年4月25日に山開きが行われました。全国の山岳ファンが待ち焦がれていた登山道再開

です。その反応は大きく、昨年1年間の利用客数は2800人でしたが、今回の山開きの後、5月の末までの約1カ月でもう既に2300人になってまいりました。これから夏休み、もみじ、紅葉のシーズン、さらに多くの登山者が訪れるだろうと予想しております。

本年は、登山道再開を機に大杉谷観光振興が再スタートする記念すべき年となりました。改めて三重の魅力発見と発信のために県として大杉谷観光振興を重点化して取り組むことが大事だと、このように思うんです。今までの歴史経緯も踏まえて、県の責任を踏まえて、県の決意と方針を伺う。これが二つ目。

その次が大杉谷の旧大杉村地区は宮川ダム建設で水没した。先ほどからお話ししております。81戸92世帯でございます。そこで、これを見てください。(パネルを示す) これはそのダム湖を見渡せる一角に建てられております。田川亮三知事が書かれた望郷という書をしたためた碑でありますね。この下に旧大杉村集落が水没しておるわけであります。田川亮三知事の思いがこの書の中に込められておる。

余分なことですが、今度、知事が書を求められたら、千客万来と書いて観光振興を図ると。ここへ立てると。そういうことがいいかなと、こういうようなことを思いながらこれを見ましたよ。

そして、このダム湖に沈む旧大杉村地区の出身者でつくる一般財団法人旧大杉村再生協議会の皆さんが登山道の全線開通に合わせて連絡船を復活させようと懸命に努力されて、10年ぶりに復活することになりました。今は出会うことのないふるさとの記憶をつなぎとめたいと、こういう思いで、(パネルを示す) これ、これです。この船ですね。お尻に書いてある字は望郷丸、9.1トン、望郷の思いを込めてこの名をつけ、そして、自らがこの船を取得して、この連絡船復活を果たしたんです。運行許可など全ての準備は整ったとのことで、近日中に登山客を乗せてダム湖入り口から登山口までの第3乗り場までの連絡運行を行うこの連絡船、そして、ダム湖を周遊したいという観光客のために遊覧を行うと、こういう予定であります。

再生協議会の皆さんが一念発起されて、町や県に頼るだけでなく、自らの自助努力でふるさとである大杉谷地域の振興を図っていくこのたびの決断、実行に敬意を表したいと思います。

については、今後の登山客や観光客が安全に乗船していただくための船運行に関係する諸課題について、県当局の理解、協力、対策をお願いしたいと。課題は主に三つあります。湖面に浮かぶ流木の除去、ダム湖水位の確保の調整、堆積土砂の撤去です。特に緊急を要するのは、湖面に浮かぶ流木の除去ですね。

(パネルを示す) こういう状況です。これはこの間の日曜日、6月8日です。私もあじさい祭りや斎王まつりで忙しかったんだけど、今日、皆さんに見てもらわなあかんと思って、頑張って行って撮ってきたんですよ。まだごく最近、今の状況ですからね。船の運転でこれを避けて気をつけるのは当然であります、余りにも多過ぎる量であります。これは大変安全上大きな課題でありまして、緊急を要します。

そして、ダム湖の水位については、船の運行ができる水位の確保について御配慮を願いたい。そのために治水と発電者とそして利水関係者の調整を誰がどのように進めるのかと、これが非常に重要であります。早急にこの対応、検討をしていただきたい。県じゃなかったら誰もできないですよ、これ。誰にやらせるの。大台町、旧大杉村再生協議会、中部電力、できない。ダム管理者に言うたら、うちは治水の仕事をしています。宮川ダムの目的に観光と書いてあるだろうと、このように申し上げておるわけではありますが、これはぜひとも前向きな回答をいただきたい。

堆積土砂については、2004年、平成16年の豪雨災害で大量の土砂がダム湖に流入してきておまして、毎年その流入は今も続いております。県当局の関係者に事前にこの話をすると、堆砂量は治水上問題のない範囲、こんなことを言うんですが、地元住民は毎日見えていますから、目視によることとはいえ、堆砂量は急増しておると、こういう話なんです。特に第3乗り場、船乗り場の向かい側の桑木谷というところの平成16年災害からの流入は激しく、

船の旋回に支障を来すような状況というのが十分考えられるので心配しております。

最近、蓮ダムにおいて堆砂調査をしたところ、運用開始からわずか20年しかたっていないのに、86年分の堆砂量が計測されたというような記事もありましたよ。宮川ダムにおいても改めて土砂堆積量の調査を行うべきだと、このように考えますし、そしてまた、こういった宮川の多目的に資する調整のもとにもっと前向きな対応をしていただきたい。

いずれにしても、これらの船の運行についての調整協力については、治水に関するダムの通常の管理を超えて柔軟に対応していく必要があるんです。冒頭、映像で示したこれ、（パネルを示す）観光が書いてある。宮川ダムの目的に観光が書いてあるんです。観光目的が明示されておる以上、宮川ダム管理の中で船運行の観光振興に資する協力は当然あってしかるべきだと。県の果たすべき責任として、船運行の安全に関する3項目の協力について対応を伺っておきたいと思います。

以上。

〔水谷一秀地域連携部長登壇〕

**○地域連携部長（水谷一秀）** 私のほうからは、大杉谷水没地域特別対策要綱と地域振興につきまして御答弁をいたします。

大杉谷水没地域特別対策要綱は、宮川ダムの建設に当たり、当時の多気郡大杉谷村地内の水没地域に居住された方々に対して、移住後の生活環境の再建とともに、産業基盤の育成、地域振興などを目的に昭和27年に策定されたものであります。

大杉谷水没地域特別対策要綱の講ずる措置には、居住施設、農業用施設、林業用施設、交通施設、水産施設、観光施設の整備事業が記載されておりますが、ダム建設前後から旧宮川村と協議しながら種々の措置を講じてきており、これら講ずる措置のうち残された事業は、交通施設のうちの道路整備となっております。

このことは昨年6月以降にも大台町に確認した上で、10月に地元大杉谷地

区で開催しました大杉谷水没地域特別対策要綱についての説明会におきまして、大杉谷地区居住者の方々に資料を配付して丁寧に御説明申し上げ、御理解をいただいたところであります。

大杉谷水没地域の皆様には、宮川ダム建設に当たり、住みなれた土地が水没するなど、苦渋の決断の上で用地の協力などをいただいております。大変感謝しております。今後の地域の振興のあり方につきましては、地元大台町と協議して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 私のほうから、宮川ダムの連絡船の運行に関する諸課題ということで3点ほど御指摘いただきましたことについて答弁させていただきます。

まず、ダム湖の流木につきましては、ダムの放流設備の悪影響を防ぐということで、ダム直の上流、300メートル等の上流においての1カ所と大和谷川合流部のもう1カ所、2カ所で設置しておりますネットフェンスで捕捉したものを除去しているということで今対応しているというのが1点、それと、また、宮川ダムの水位についての調整でございますが、議員御指摘のように、降雨状況によって変わるとか、事業者の発電に応じて変動するという、それと、最後に、堆積土砂につきましても、事前に堆積土砂量を見据えて設定しておるということで、平成26年3月末における堆積状況を調査してみますと、計画に対して約半分程度であるということから、ダム管理者としましては、現時点でダム管理上撤去する必要性は少ないというようなこの3点のようなことから、維持管理において連絡船の運行のために対応することは非常に難しいと考えている次第でございます。

〔加藤敦央雇用経済部観光・国際局長登壇〕

○**雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央）** 大杉谷の観光PRというような部分についてお答えをさせていただきます。

大杉谷地域の観光PRにつきましては、三重県観光キャンペーンにおいて、

大台町や大台町観光協会と連携をいたしまして、キャンペーンのオフィシャルガイドブック、あるいはエリアパンフレットを活用した情報発信、また、新たに地域で活動する人に焦点を当てた冊子中南勢の出会い旅はじめましてといったようなものを作成しまして、大杉谷で活動している大台町フィールドマイスターや大杉谷山荘での自然体験案内人などを取り上げているところでございます。

さらに、本年4月には、大杉谷登山道の全面復旧もあわせた形で、三重県観光連盟が年4回発行しております観光三重（春号）での大杉谷トレッキング情報の紹介などを行っているところでございます。

このほか、本年1月にはメディアを対象に東京日本橋で開催した三重県観光交流会に大台町及び大台町観光協会にも御参加をいただきまして、大杉谷の魅力を発信していただきました。

さらに、大台町があべのハルカスの近鉄文化サロンを活用しまして、4月から9月の間に6回開催する大杉谷セミナーにつきましても、関西事務所が支援するなど、県としても様々な機会を捉えて大杉谷の魅力を発信に努めております。

私どもといたしましては、積極的に大杉谷の持つ魅力を発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○50番（西場信行） 3人の部長からお答えいただいたけれども、3人とも本当にその答弁では私はがっかりしましたわ。何ということやと。それぞれ部長はそれぞれ自分の縦割りでやっておるけれども、私が今まで大杉谷の経緯を説明したのが全然わかっていないんじゃないかな。何だ、地域連携部長は大台町と一緒に進めていくと。水没住民との関係をどうするんだと言っているんだよ。県土整備部長は、いつも言うことだけど、あんた、答弁の姿勢は誠実だ。答えの内容は不誠実だ。加藤局長に至っては、情報紙、こんなのを発行していますと。この冊子の中の1ページの中のごく小さい部分に大杉谷

の記事がちよぼつとあるだけやないか。そんなことではだめ。

知事、こういう部長の実情に際して、今までの歴史を踏まえて、今までの観光振興、そして、これからのこの課題について県としてどう取り組むか。私は新たな検討会議なり、あるいは現在ある調整会議なり、そういうものの中でこの対応を一遍検討してもらわなあかんと思いますが、いかがですか。最後、知事の答弁を期待しておきたいと思いますが。

○副議長（奥野英介） 時間が参っておりますので、簡潔にお願いします。

○知事（鈴木英敬） 認識については各部長が申し上げたとおりですし、難しいものは難しいということでもありますけれども、宮川流域の様々な課題につきましては、副知事を座長として関係各部で構成します宮川流域振興調整会議などを活用しまして、関係市町と協議して整理していきたいと考えております。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○50番（西場信行） 終わります。（拍手）

○副議長（奥野英介） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件あります。

最初に、森野真治議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。17番 杉本熊野議員。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） 議長のお許しを得ましたので、関連質問をさせていただきます。西場議員の熱い質問の後にしばらくお時間を頂戴いたします。

森野議員の少人数学級の推進についてに関連しまして、森野議員は学力向上との関連について質問をされたんですけども、私のほうは、加えて、子どもの状況の変化との関連で少人数学級の推進について質問をさせていただきます。

少人数加配によって今三重県では、小学校261学級、中学校100学級が少人数学級となっております。一方、30人以上の学級はどれぐらいあるかといいますと、小学校では881学級が31人以上です。もう少し狭めて36人以上、36人から40人の学級がどれぐらいあるかという、小学校は179学級、中学校

は233学級が36人以上の学級であります。

こういう状況の中で、実は少人数加配がされていないのに学校独自で30人以下の学級編制をしている学校があります。その現状、どれくらいの数か、その中には複式解消のところも入るとは思うんですけども、その現状とその取組についてどう捉えていらっしゃるのかということをもっとお伺いしたいと思います。

○**教育長（山口千代己）** 独自の学級編制についてどのように現状を把握しておるかということですが、小学校では大体満遍なく1年から6年までですが、全部合わせて29学級でございます。それから、中学校については、独自学級編制ということで学校が努力してやっていただいているのが1年生が13学級、2年生が1学級、3年生が6学級という形で、トータル20学級でございます。

子どもといたしましては、市町教育委員会から当該校の指導上の困難な状況を聞き合わせながら、聞かせていただきながら、定数加配をしているところでございます。

以上でございます。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○**17番（杉本熊野）** 小学校29学級、中学校20学級が独自で学級編制をしているということで、指導上の困難さということをつえているということを御答弁いただいたんですけども、教育効果は大だと思うんですけども、それによるマイナス面というか、ぎりぎりの選択の中での学校の判断だと思うんですけども、いろいろマイナス面も私はあろうかと思うんですけども、そのあたりについてはどういうふうにつえていらっしゃるでしょうか。

○**教育長（山口千代己）** 独自の学級編制を学校でやっていただくということには2通りあろうかなと思っております。一つは、暴力行為など、あるいははいじめ行為が多い学年については、学校が生徒指導上やろうと、そういう場合、もう一つ、二つ目は、学習指導上、学力格差が多い学年にあっては、ここは二つに割ったほうがいいであろうと、そういう場面があろうかなと思



ております。

いずれにいたしましても、学校の先生方については、少人数で子どもたちを見たほうがよりきめ細かく見られるのではないかと、という本当に自助努力の中でやっていただいているのかなと思わせていただいております。

以上でございます。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） そのとおりなんですけれども、私はやっぱり学校独自で学級編制をしていくときに、どうしても授業以外のところの時間が削られることになります。例えば、教材とか、教具とか、実験とか、実習とか、そういった授業の準備の時間であるとか、今は家庭学習が大事だと言われてますので、宿題の点検をその日のうちにして、その日のうちに子どもに返すと、そういった宿題とかノートの点検の時間であるとか、日記に目を通すとか、本当にわずかな時間なんですけれども、1日1時間でもあればそういったところが非常にやりやすい、できる、という部分をさらに削った中での自助努力なので、そういったところでは非常に課題もありながら、ぎりぎりの選択だというふうに思っています。

ですので、やっぱりこういった学校独自の学級編制が増すというような状況を少しでもなくしていただく予算とか、そういうところをぜひ求めたいと思います。けれども、私がこういうふうに質問することによって、独自学級編制はやめてくださいよと、そういうことになっても困るんですけれども、学校の独自性は認めていただいた上で、やっぱりこういうところの改善をしていくためにもさらなる少人数学級の推進をぜひお願いしたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育長（山口千代己） ちょっと言葉が、答弁が足らなかったかと思います。学校関係者、あるいは市町の首長、教育長方からは、少人数学級の推進に加えまして、個別課題についての対応も充実させてほしいということで、例えばいじめ、暴力行為などの対応につきましては、スクールカウンセラーの派遣が平成16年は1億6000万円でしたが、26年は2億2000万円と。

それから、あと、特別支援学級の設置についても、平成22年は810クラスでございました。それが平成26年は958クラスということで、148クラスの増をしております。このあたりについては障がいを持った子どもたちがやはりきめ細かく指導を受けたいと、あるいは学校の要望に沿ったものだと思っております。

通級につきましても、平成22年は40学級でございましたが、26年は58学級ということで、これは国の定数も入ってございますが、県単でも6割増しで定数を配置しておるということでございます。

あと、外国人児童・生徒教育についても支援をということで、これも一定程度確保しながらここまで推移をしてきておるということで、我々、教職員定数を預かっておる教育委員会事務局といたしましては、財政当局に少人数学級もしかりなんです、個別課題についての要望についてもきちっと対応をさせていただきたいなということで対応しておりますので、その点についても十分な対応になっていないということは重々わかっておりますので、そのあたりについては、今後、市町の教育委員会と本当に少人数学級をとるのか、あるいはTTとか、習熟度別学習の非常勤の講師時間数を割いてでも、例えば下限を除いてほしいというのか、そのあたりについてもしっかりと議論をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） 個別課題についての予算をすごく増やしていただいているということもよく存じ上げているんですけども、そういったところにはますますとは思っているんですが、それをさせていただいた中でもまだ少人数学級を求める声が高いというのは、その背景はどういうところにあるというふうにお考えでしょうか。

○教育長（山口千代己） 背景というのは一概には言えないと思います。例えば、教員の多忙化については、やはり教育委員会の仕事が多いのではないかとか、様々なことを言われておまして、私どもといたしましても、業務の

精選とか、あるいは会議の精選とか、そういうことをやらせていただく。あるいは、今年については研修日を8月12日から5日間はまだ会議とか研修を開かないとか、そういうようなことをやって、教員の多忙化も含めて、あるいは教育についてもきちんと向き合ってもらえるような時間が確保できるように取り組んでまいりたいと思います。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） 今、教職員のほうからの御回答をいただいたんですが、私は子どもの現状というか、子どもの状況変化についての背景をお伺いしたかったんです、実は。時間がないので、やっぱり一人ひとり対応が必要な子どもがここ20年ぐらいすごく増えてきているというふうに思います。

一つは、特別支援の必要な子どもが発達障がいも含めて増えてきている。個別支援計画を立てて途切れない支援、大事です。そのあたりのところの対応が必要と、もう一つは子どもの貧困が進んでいるということで、要支援の子どもたち、要援護の子どもたちがこの25年で2.5倍になっているということ、それから、三重県はほかの県に比べて外国人が多いということ、それから、データにはないんですけども、これが一番多いんですけど、個別対応が必要な子どもと保護者が増えているということ。そういったことがあって、やっぱりいろんな課題への加配教員というのももちろんなんですけれども、やっぱり1クラスのサイズを下げ、一人ひとりの対応が教室の中のできるということへの声が高い現状があるということをぜひ今日はお訴えしたいなと思っていました。そういった現状を踏まえた上での教育施策を求めていきたいと思っています。

以上です。済みません、時間が来ましたので、ありがとうございます。

（拍手）

○副議長（奥野英介） 次に、水谷正美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。25番 藤田宜三議員。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） 大変お疲れのところ、6人目の質問ということで、少し

おつき合いを願いたいと思います。

先ほど、水谷議員のほうから農業版のBCPの質問がなされました。私も農業をやっておる人間として、そして、3年前に東日本大震災に関する復旧・復興支援調査特別委員会の委員長をやらせていただいたということも関連しまして、これはやっぱり私が質問せなあかなというような思いも含めて、関連で簡潔に質問させていただきたいなというふうに思っております。

特に最終のところの水谷議員が要望していただいたんですが、この計画をどのようにどんな皆さん方の体制でつくっていくのか、これが非常に重要であろうというふうに思います。

私も、先ほど申し上げたように、特別委員会の委員長として何度かお邪魔をさせていただきまし、また、現在、三重県花植木振興会というのがありまして、その植木部の皆さん方が女川町と提携をしながら、支援をしながら進めているということもありまして、何度かお邪魔をしております。

そんな中で、水田がまだまだ復活していないというところも目の当たりしておりますので、大変重要なことであろうというふうに思いますので、この辺のところ、今日、BCPを策定していくんだという前向きな回答をいただきまして、その内容についてまで検討いただいておりますのかかわりませんが、現時点でのこの策定に当たっての体制、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○農林水産部長（橋爪彰男） 農業版BCPの体制についてどうかというお尋ねですが、まだ具体的な体制案までできている段階ではございません。基本的に、先ほども御答弁申し上げましたように、県として新地震・津波対策行動計画に基づきまして平成27年度中にBCPをつくるという目標がありますので、その過程でもいろんな情報を入れながら体制づくりというのも当然出てくるわけですが、防災対策部と連携をとりながら農林水産部が県庁の中では中心になってつくるといことになりますけれども、それぞれの施設の管理に当たっていただいている市町であるとか、土地改良区、また、地域のJA、そういう皆さんとも連携しながらやる必要があるなというふうに

考えておりますので、その辺を踏まえて今後検討したいなと思っています。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） 答弁ありがとうございます。

やはり農業を再生復活していく過程の中では、農業者が中心にならざるを得ないというふうに私は思っています。農業者がいかにモチベーションを高めながら再生、つないでいくのか、これが最も重要であるというふうに思っております。

そういう意味で、農業者もその中に加えていただく。いろんな団体があるかというふうに思います。稲作経営の経営者会議であったり、それぞれのブランド商品であったり、あろうかと思えます。その辺のところの意見が的確に反映するように、できればその中にメンバーとして加えていただければいいのかなというふうに思います。これはお願いということで、これからつくっていただくということでございますので、ぜひとも今後お話し合いをさせていただきたい、こんなふうに思っております。

それと、もう1点、農業で質問を水谷議員のほうからはいただいたんですが、1次産業全体として、特に水産業。林業というのは非常に少ないかなというふうに思いますが、水産業についてのBCP策定ということについてはお考えがあるのかどうか、お聞かせいただけますか。

○農林水産部長（橋爪彰男） 第1次産業全体で災害にどう対応していくかということは必要だと思っています。そういう意味では、先ほども申し上げましたように、県全体の業務継続計画をつくりますので、それに農林水産業がどれだけ盛り込めるかというのはまだこれからだと思っております。そういう意味では、やはり漁港であるとか、海岸の施設なんかも、施設面でいうとかなり大きな被害を想定されると思いますので、そういう意味では農業と変わらない分野というところもあると思いますが、今の農業版のBCPについての特徴を申し上げますと、特に農地の面で塩害の被害といいますか、塩害がかなり長期にわたって営農再開の邪魔をする。そういう部分が特徴的かなと思っておりますので、今時点ではなかなかそこまで県全体のBCPに盛り

込めないのではないかなというふうに考えておりますので、塩害対策のマニュアル等も含めて農業版のBCPを今考えているというような状態で、漁村についても国のほうの強い漁村地域の対策のガイドラインなんかもありますので、そういうものも考えながら、個別に必要なかどうかというのも今後検討していきたいなというふうに思っています。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） 今答弁をいただいたように、水産関係に関しては漁港絡みで大変難しいものがあるようにお伺いいたしました。農業について、そういう災害時にできるだけ早く水田がもとに戻る。知事のほうから45%が老朽化した施設があるという話もございました。この辺のところもぜひ考慮に入れていただいて、農業経営が継続できるようにぜひともお願いを申し上げまして、関連質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（奥野英介） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○副議長（奥野英介） お諮りいたします。明12日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（奥野英介） 御異議なしと認め、明12日は休会とすることに決定いたしました。

6月13日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○副議長（奥野英介） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時18分散会